

明るい未来へ 食を育み
農業が躍動するまち おごおり



第2次 小郡市 食料・農業・農村 基本計画

令和8年3月 福岡県小郡市

－ 目 次 －

はじめに

第1章 計画の基本的事項 1

1. 計画策定の趣旨・目的	2
2. 計画の位置付け	5
3. 計画の期間	5

第2章 本市の現状と課題 7

1. 自然・社会条件	8
2. 本市の現状	16
3. 本市の課題	33

第3章 本市農業が目指す将来像 35

1. 基本理念	36
2. 施策の三本柱	37

第4章 施策の体系と三本柱 39

施策の体系図	40
1. 食料	41
2. 農業	46
3. 農村	56

第5章 施策指標 65

1. 食料	66
2. 農業	67
3. 農村	69

第6章 施策の推進 71

1. 各主体の役割	72
2. 計画の推進体制	77
3. 計画の進行管理	77

資料編 79

1. 計画策定の経過	80
2. 小郡市食料・農業・農村政策審議会 委員名簿	81
3. 明日の小郡の農業を考える会Ⅱ 参加者名簿	82
4. 小郡市食料・農業・農村基本条例（抜粋）	83
5. (国) 食料・農業・農村基本法（抜粋）	85
6. (国) 食料・農業・農村基本計画（抜粋）	89
7. 福岡県農林水産振興基本計画（抜粋）	91
8. 市民アンケート調査結果	94

第1章

計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨・目的

近年、世界的な食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少、コロナ禍以降の食生活の多様化等、食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、農村の振興等を図ることが求められています。

そのため国は、令和6年6月に「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」を施行、令和7年4月に「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。食料・農業・農村基本法の基本理念は次の通りです。

- ・食料安全保障の確保
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮
- ・農業の持続的な発展
- ・農村の振興

本市においても、平成25年9月に「小都市食料・農業・農村基本条例」を施行、それに基づき、平成27年3月に「小都市食料・農業・農村基本計画」を策定し、これまで施策に取り組んできました。近年、本市においても食料、農業及び農村を取り巻く環境は、農業者や農村人口の著しい高齢化や減少という事態に直面しており、今後、地域コミュニティの衰退が一層進むことが懸念されます。さらに、世界的な食料需給の変動、異常気象による災害、新型コロナウイルス感染症拡大以降の生活様式の変化等の影響を大きく受け、これらへの対応が必要となっています。

今回、国の法改正とそれに基づく計画の策定を踏まえ、食料、農業及び農村を取り巻く情勢の変化に対応し、将来にわたり、食料安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興を総合的かつ計画的に推進するための基本方針や基本的施策を定めるために、「第2次小都市食料・農業・農村基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

本計画は、小都市食料・農業・農村基本条例の目的・基本理念を達成するため、市、農業者・農業団体、市民、事業者の協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、ふるさとの魅力と活力のある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするものです。今後、本計画に基づき国・県の制度や事業等を踏まえ、市民や事業者等とともに、本市農業の持続的な発展に努めていきます。

なお、本計画の策定にあたっては、地域の農業の担い手や消費者の代表による自由な意

見交換の場として「明日の小郡の農業を考える会Ⅱ」を開催し、本市の食料・農業及び農村における現状や将来のあるべき姿、実効性のあるアイデアについて提言を頂きました。また、「小郡市食料・農業・農村政策審議会」においては、この提言を踏まえた上で施策等について議論・検討を行い、本計画の策定に至りました。

以下に、「小郡市食料・農業・農村基本条例」の前文を示します。

「小郡市食料・農業・農村基本条例」前文より

小郡市は、筑後川と宝満川が合流するデルタ地帯に位置し、中央部の平坦地と、北東部の花立山から連なる台地及び北西部のなだらかな丘陵地からなっている。そのため営農条件に恵まれ、先人たちの優れた技術とたゆみない努力により、豊かな農地をまもりながら、多種多様な農産物を生産してきた。

農業及び農村は、農産物を生産し、私たちの生命の源である食料を供給するばかりではなく、良好な景観の形成、水源のかん養、生態系の保全、洪水の防止等の多面的機能を有し、市民に健康で安全な生活環境を提供してきた。

しかしながら、近年の国際化や農産物の輸入自由化などの経済情勢、食の多様化や都市への一極集中などを背景として、農業従事者の減少や高齢化、食料の安全性への懸念など、食料、農業及び農村をめぐる様々な問題が発生している。

このようなことから、今後の本市の農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深めながら、地域で生産される農産物の域内での消費を促進することが必要である。

私たちはここに、市民、農業者及び農業団体、食品産業に関わる全ての事業者並びに行政との協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするために、この条例を制定する。

小郡市食料・農業・農村基本条例では、本市の食料・農業・農村のあるべき姿を基本理念として示すとともに、市、農業者・農業団体、市民、事業者の責務や役割及び市が実施する基本的施策などを定めています。

条例を基にした体系を以下に示します。

小郡市食料・農業・農村基本条例の体系

目的

- 農業者の意欲の向上
- 食料、農業及び農村に対する市民の理解
- 農業及び農村の持続的発展並びに市民の健康で豊かな生活の向上

基本理念

【食料】

- 安全で安心な農産物の安定的生産と供給
- 地域で生産される農産物の地域内での流通と消費の促進
- 食料に対する市民の信頼確保
- 食の重要性に対する理解の促進
- 地域特有の食文化の継承

【農業】

- 農地、農業用施設その他の農業資源及び多様な担い手の確保
- 地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業
- 良好な自然環境と調和した持続的な発展

【農村】

- 良好な景観の形成や洪水の防止、文化の継承等の多面的機能の発揮
- 自然と人間との共生ができる調和のとれた空間の整備と保全

それぞれの役割と責務

●市の責務

- 食料・農業・農村に関する総合的な施策の推進
- 食料・農業・農村基本計画の策定
- 食料・農業・農村政策審議会の設置・開催

●農業者・農業団体の責務

- 安全な食料の生産者であり、農村における地域づくりの主体であることの認識
- 安全・安心な農産物の安定的生産
- 収益性の高い、ゆとりある農業経営の確立
- 魅力ある農村づくりに主体的な取組

●市民の役割

- 食料・農業・農村が市民生活に果たす役割の重要性についての理解と関心を深める
- 地域で生産される農産物の積極的な消費
- 健康で豊かな食生活の実践

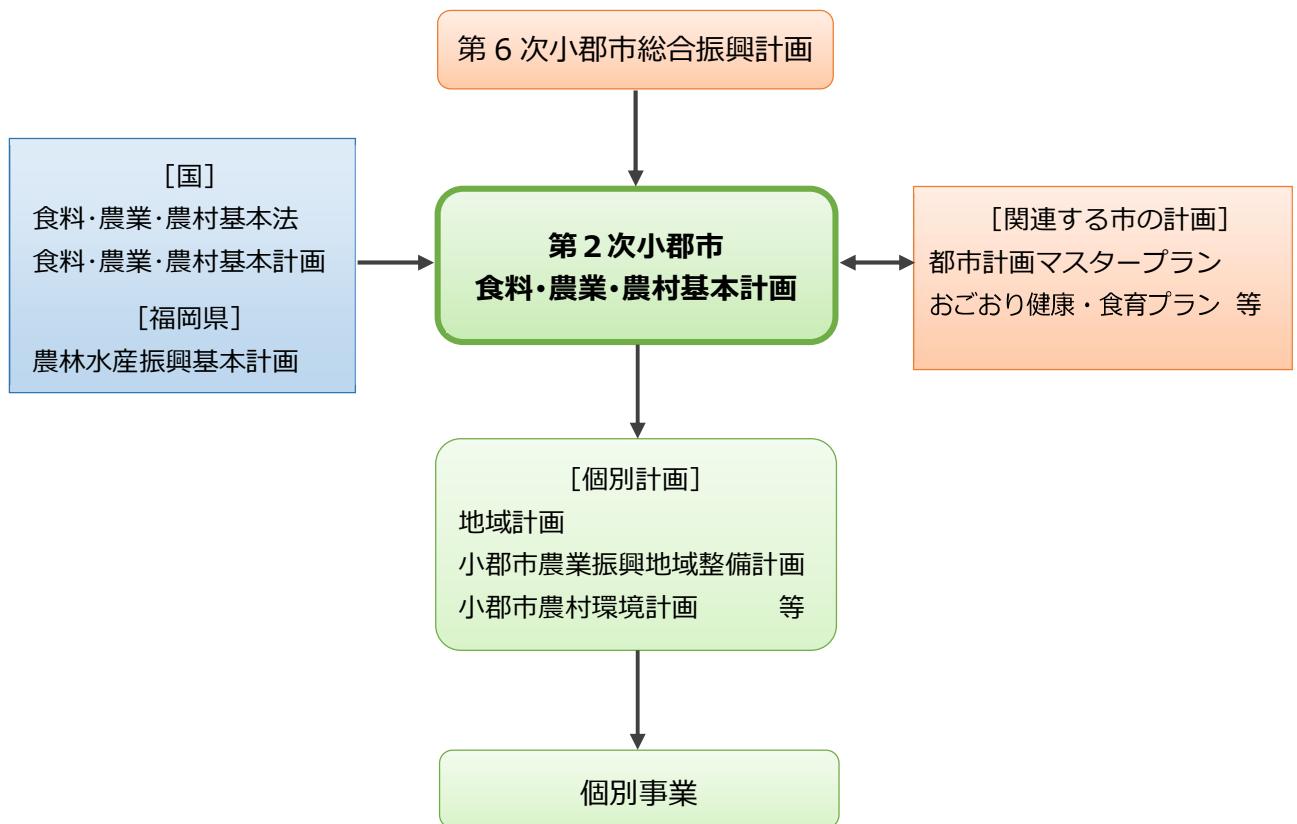
●事業者の役割

- 食料・農業・農村が市民生活に果たす役割の重要性についての理解と関心を深める
- 地域で生産される農産物の積極的な利用
- 消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給

2.計画の位置付け

本計画は、小都市食料・農業・農村基本条例に規定された基本的施策の推進を目的とし、市の最上位計画に位置する「第6次小都市総合振興計画」の将来像である「人がつながり市民が躍動する温かみのある都市(まち) おごおり」を実現するため、農業関係の各種施策や他の分野の計画等と連携し、食料・農業・農村の振興について総合的かつ計画的に推進するため、最も基本となる計画です。

■計画の位置付け



3.計画の期間

計画の期間は、令和8年度（2026年度）を初年度とし、令和17年度（2035年度）を目標年次とする10年間とします。

5年後の令和12年度に中間見直しを行い、施策指標の達成状況などを基に施策指標の調整等を行います。

なお、上位計画の改定や重要なデータの新たな公表等があった場合は、計画期間に限らず必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章

本市の現状と課題

第2章 本市の現状と課題

1. 自然・社会条件

(1) 位置・面積

本市は、福岡県の南部、筑紫平野の北部、佐賀県との県境に位置し、南は久留米市、東は大刀洗町、西は佐賀県鳥栖市と基山町、北は筑紫野市と筑前町にそれぞれ接する東西 6km、南北 12km にわたる区域で、総面積は 45.51km² となっています。

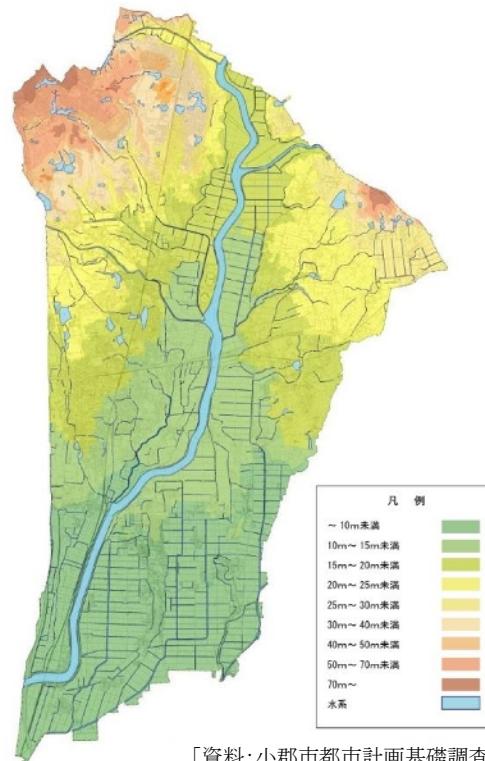
(2) 地形

地形は、市を南北に流れる宝満川の中央部の平坦地と北東部の台地及び北西部の丘陵地の 3 つに区分されます。

北東部の台地には標高 130.6m の花立山があり、河川流域平坦地にかけては米・麦・大豆を中心に、畜産・植木・花き・園芸などの農産地帯となっています。

北西部にはなだらかな丘陵が連なっています。また、市内には 55 箇所のため池が点在しています。

■小郡市地形図



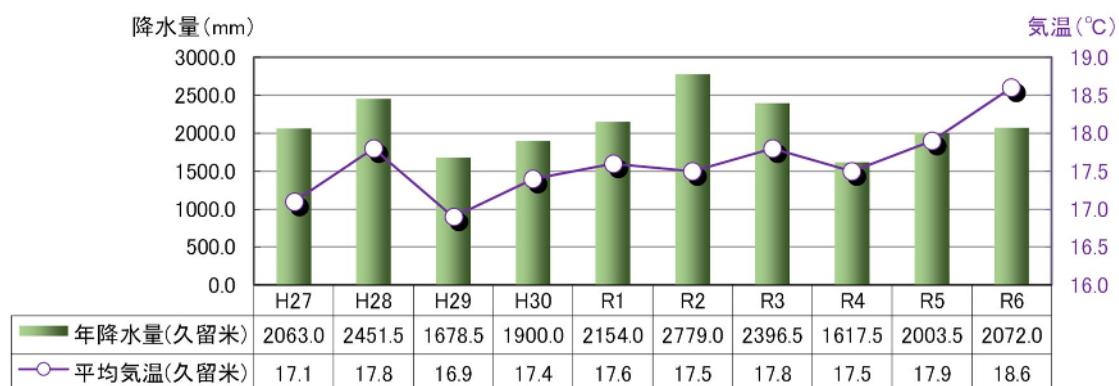
[資料:小郡市都市計画基礎調査]

(3) 気候

本市の気候は、日本海型気候と内陸型気候の接点に位置しており、夏と冬の気温差が大きくなっています。

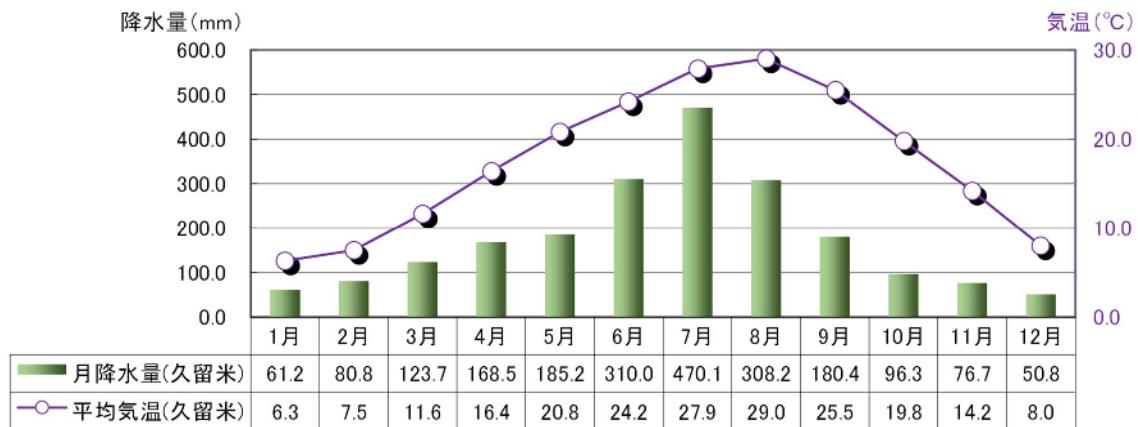
近隣観測所である久留米観測所の年間平均気温は 17.6°C (平成 27 年～令和 6 年の平均) と温暖ですが、近年は上昇傾向にあります。年間降雨量は、2,111.6mm (平成 27 年～令和 6 年の平均) で、1,799.5mm (県平均) を上回っています。

■気温と降水量の推移



[資料:福岡県気象月報]

■月別の気温と降水量の平年値

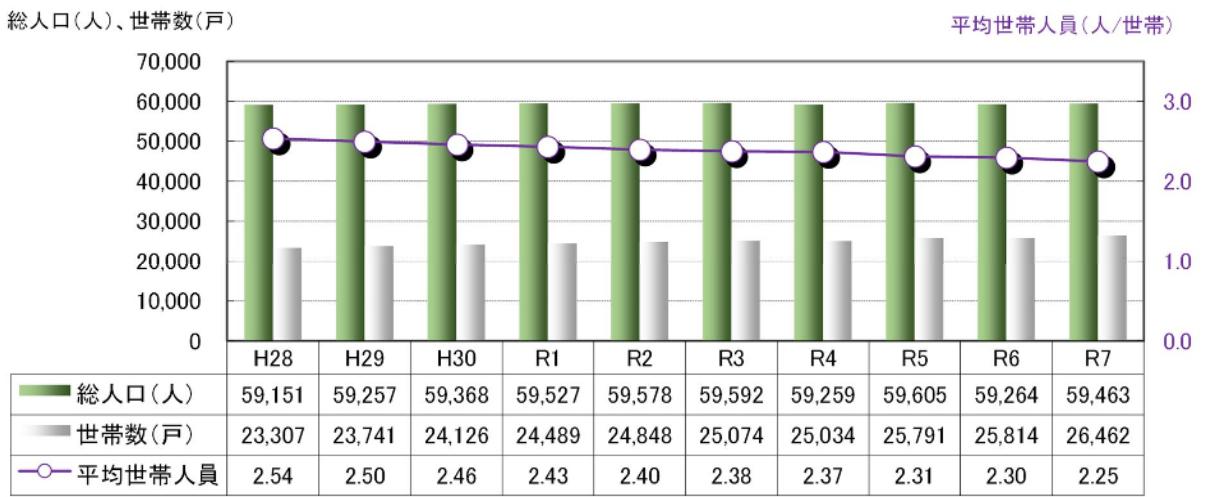


[資料:福岡県気象月報(10年平年値),統計期間 2015(H27)年～2024(R6)年]

(4) 人口

本市の総人口は、平成 28 年の 59,151 人に対して令和 7 年は 59,463 人で、10 年間に 312 人増加とほぼ横ばいの傾向です。また世帯数については、平成 28 年の 23,307 世帯に対して令和 7 年は 26,462 世帯で、10 年間に 3,155 世帯増加しており増加傾向が続いています。その反面、一世帯当たりの人数は、平成 28 年の 2.54 人に対して令和 7 年は 2.25 人と減少傾向にあります。

■総人口・世帯数と平均世帯人員の推移



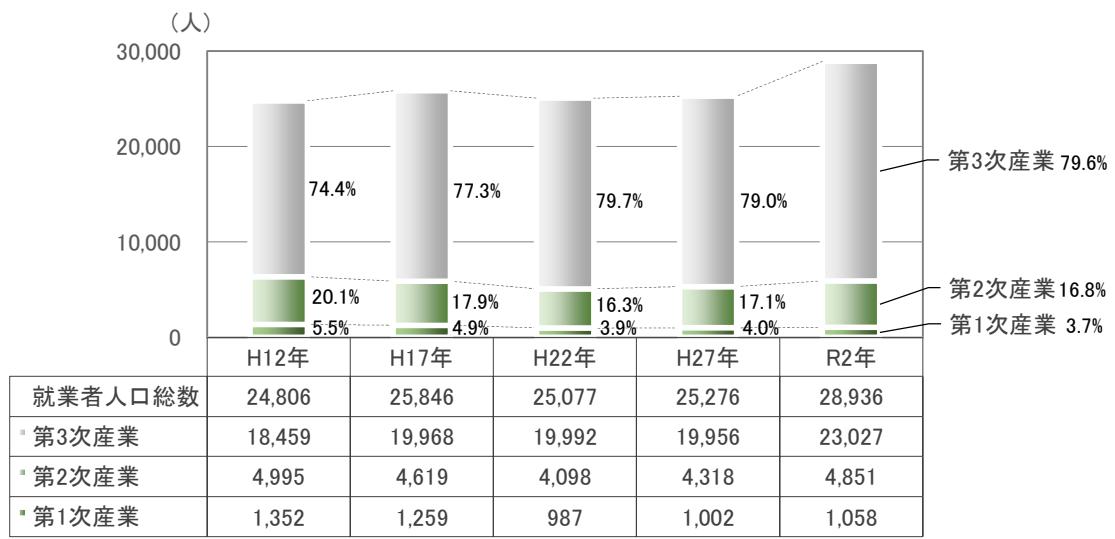
[資料:市民課(各年 4 月 1 日)]

(5) 産業

国勢調査[※]によれば、本市の産業別就業者数の内訳は、令和2年時点で第1次産業3.7%、第2次産業16.8%、第3次産業79.6%となっています。農業者が大部分を占める第1次産業の就業者数は、平成12年からは大きく減少しているものの、平成22年から令和2年にかけては、微増傾向にあります。

※ 国勢調査：総務省統計局により、5年ごとに国内の全ての人と世帯を対象に行われる調査で、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としている。

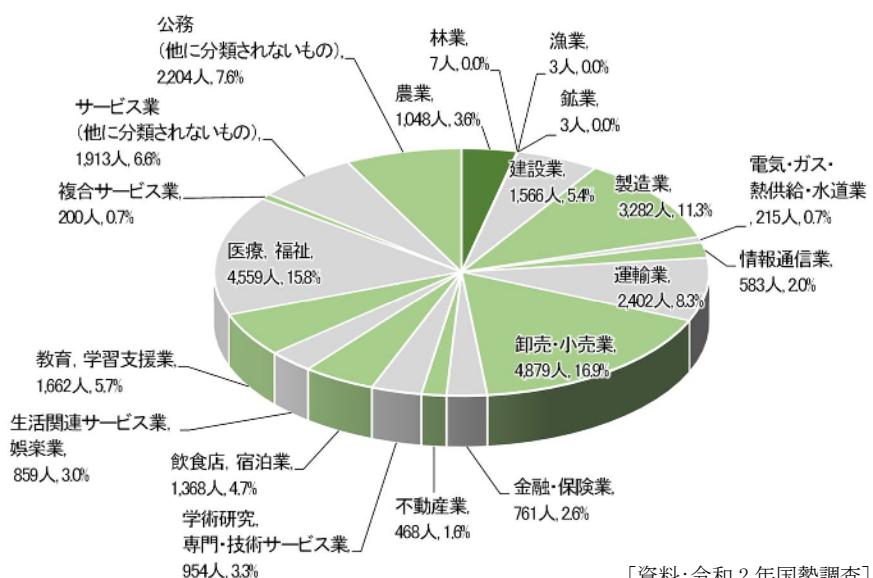
■就業者人口の推移



[資料:国勢調査]

<産業3分類>
 第1次産業: 農業、林業、漁業
 第2次産業: 鉱業、建設業、製造業
 第3次産業: 上記及び「分類不能の産業」以外の産業

■産業大分類の構成



[資料:令和2年国勢調査]

(6) 交通

本市は、古くから交通の要衝として栄えました。

現在の道路網は、中央部を東西に横断する大分自動車道と国道 500 号を中心に、北部に県道本郷基山停車場線、南部に県道鳥栖朝倉線が整備されています。また、南北を縦貫する主要道路としては、西側から九州自動車道、県道久留米小郡線、県道久留米筑紫野線があります。高速道路については、筑後小郡インターチェンジと令和 6 年 6 月より開通した小郡鳥栖南スマートインターチェンジがあり、九州自動車道や大分自動車道、長崎自動車道に接続する鳥栖ジャンクションが近隣にあるため、利便性が高いものとなっています。

鉄道は、南北に西鉄天神大牟田線、東西に甘木鉄道が通っており、甘木駅では西鉄甘木線、基山駅では J R 鹿児島本線に接続しています。

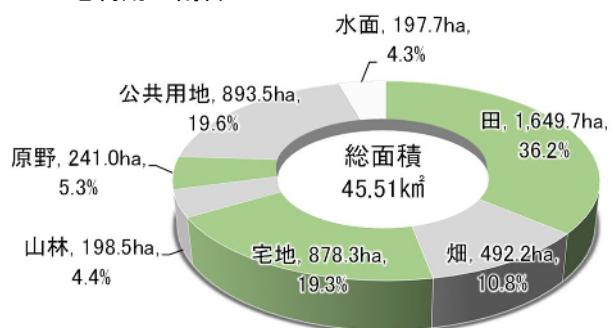
■都市計画道路の整備状況



(7) 土地利用

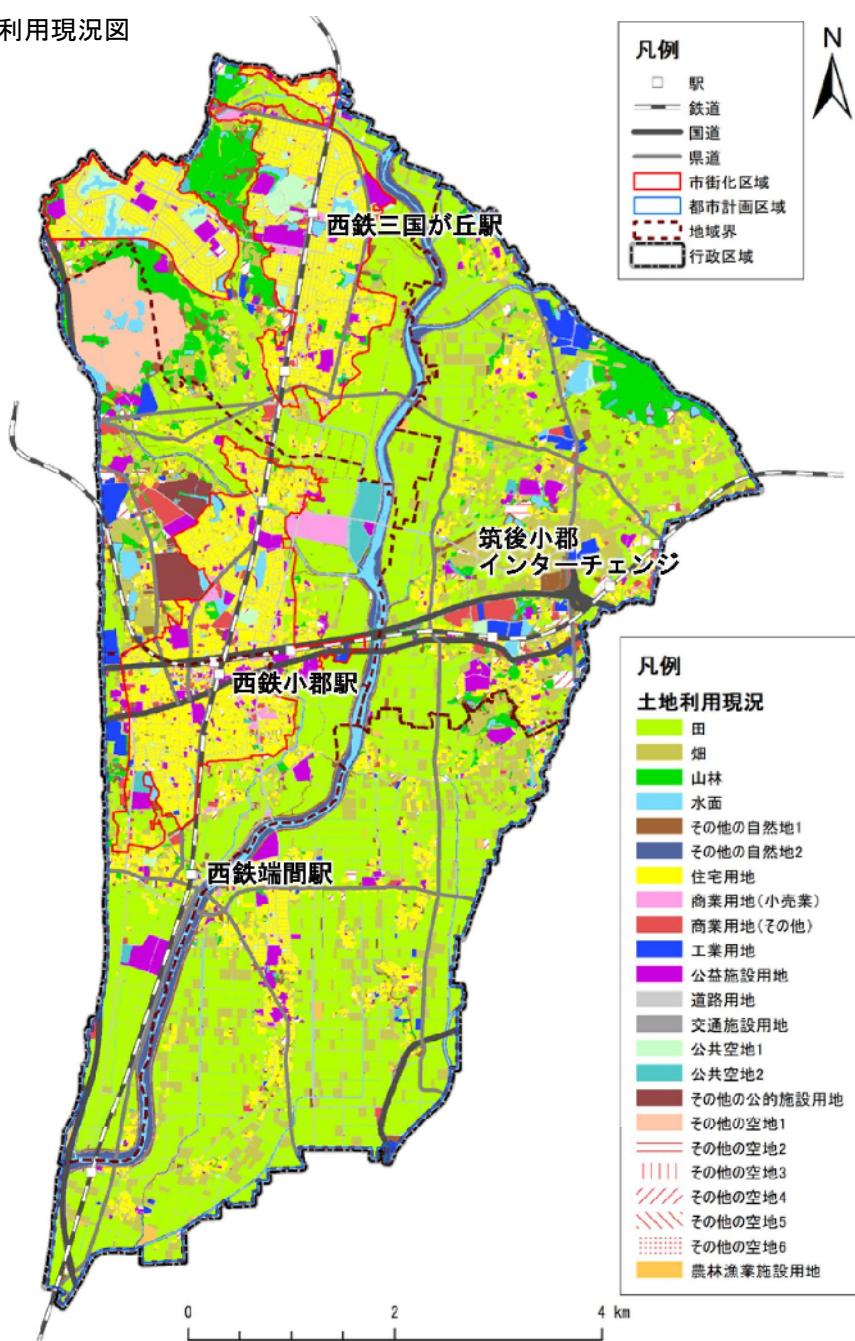
本市の中央部を流れる宝満川の西側地域には市街地が集中し、東側地域には農地が広がっています。地目別の構成の主なものとしては、田畠が47%、宅地は約19%となっています。また、農地は開発等により減少傾向にあります。

■土地利用の割合



[資料:小郡市都市計画基礎調査(令和4年)]

■土地利用現況図

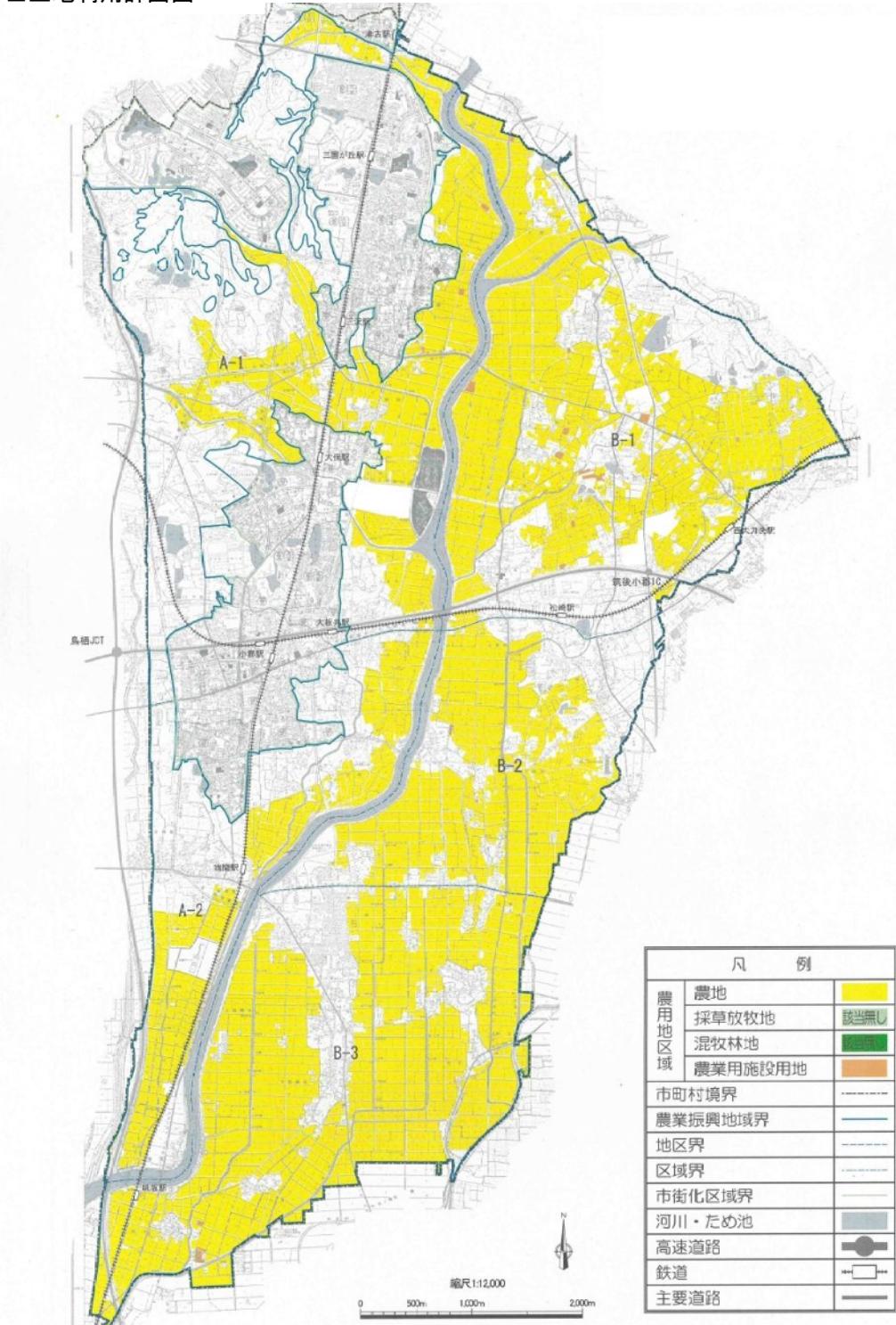


[資料:小郡市都市計画基礎調査(令和4年)]

土地利用関連の法規制状況については、農業振興地域整備計画総覧によれば、令和6年時点での農業振興地域が3,651.6haで、うち農用地区域が1,680haを占めています。本市は全域が都市計画区域となっており、市街化区域は主に宝満川西側地域の西鉄天神大牟田線沿線です。令和3年4月時点において、市の総面積4,551haのうち837haが市街化区域で、3,714haが市街化調整区域となっています。

※ 農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県が農村振興を図るべき地域として指定した地域。

■土地利用計画図



【資料:附図1号 土地利用計画図】

(8) 観光

本市の令和6年の観光入込客数は77.7万人で、令和5年の73.5万人から微増しています。観光先は「如意輪寺（かえる寺）」（28.5万人）が最も多く、次いで「小郡運動公園」（12.0万人）、「満天の湯」（11.6万人）となっています。

また、本市には、福童の將軍藤や松崎の桜馬場、花立山、城山公園など四季折々の豊かな自然を感じられる場所や、小郡官衙遺跡、松崎宿などの歴史的史跡、七夕神社や如意輪寺（かえる寺）、小郡運動公園、野田宇太郎文学資料館といった文化・レクリエーション施設などの多くの観光資源があります。

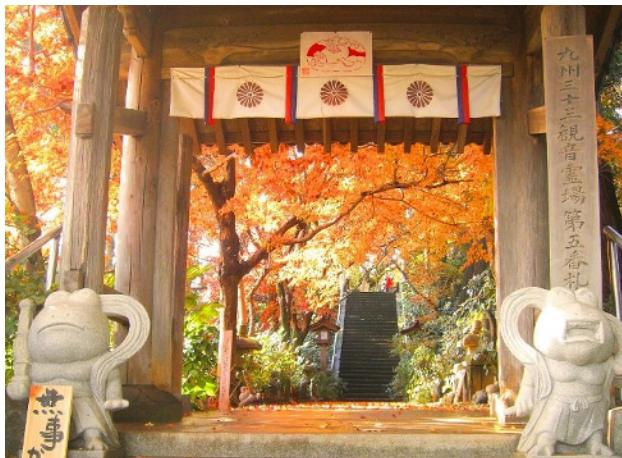
本市では、一般社団法人小郡市観光協会や小郡市商工会等と連携し、観光スポットの紹介や、「おごおり七夕プロジェクト」、「鴨のまちプロジェクト」など特色を活かしたイベントや、本市に多くの人が集まる花火大会「夢HANABI」等を行っています。

■観光入込客数（主な観光地点等）

（人）

名称	令和5年	令和6年
如意輪寺（かえる寺）	244,000	285,000
七夕神社	26,929	28,292
小郡運動公園	113,974	120,072
九州歴史資料館	39,126	46,795
満天の湯	96,388	116,122
生産者直売所「宝満の市」	22,978	17,479
その他計	191,399	162,987
計	734,794	776,747

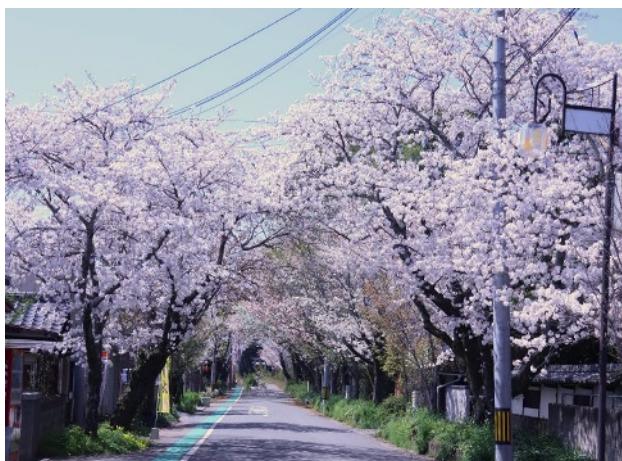
〔資料:各施設からの回答〕



如意輪寺（かえる寺）



福童の將軍藤



松崎の桜馬場



城山公園



七夕神社



花火大会「夢HANABI」

■小都市の観光資源

2. 本市の現状

【食料】

(1) 食の安全・安心

近年は安全な農産物に対する関心の高まりや、将来の食料不足への備えに対する懸念等から、消費者の国産・地元産農産物に対する意識が高まっており、長期的な視点に立った安全で安心できる農産物の生産が求められています。

国は国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼確保のため、科学的根拠に基づき、食品の生産から消費に至るまでに必要な段階で有害化学物質・微生物の汚染防止や低減を図っています。

令和7年6月に実施した食料・農業・農村に関する市民アンケート調査（以下「市民アンケート調査」という。）（p. 98）によると、農産物購入時に重視していることについては、「価格」（27.0%）が最も多く、次いで「安全・安心」（26.4%）、「鮮度」（25.3%）となっており、昨今の食料品の高騰によって求めやすい農産物の価格が望まれていると同時に、新鮮さや安全・安心な食が求められています。



■花立山を望む田園風景

(2) 食育

「食」はすべての生活の基本であり、「心身の健康」のみならず、「食を通じたコミュニケーション」「地域の食文化の継承」など、あらゆる分野にわたって重要な役割を担っています。

しかしながら近年、ライフスタイルや価値観の変化などもあいまって、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の安全への不安（偽装表示や残留農薬の問題等）、さらには食を支える農業の厳しい情勢など、「食と農」を巡る様々な問題が生じています。

こうした状況の中、あらためて「食と農」のあり方を方向付け、「食育」をさらに推進していく必要があります。

本市においても平成30年3月に、「おごおり健康・食育プラン（第2次小郡市健康増進計画・第2次小郡市食育推進計画）」（平成30年度～令和9年度）を策定し、4つの柱を掲げて食育を推進しています。

■食育推進の4つの柱

- (1) 食への関心喚起と正しい知識の普及
- (2) 食を通した健康づくりの実践
- (3) 食文化の継承
- (4) 地産地消の推進



■食生活改善推進会の親子健康クッキング



■おごおり健康・食育プラン

なお、市民アンケート調査（p. 97）によると、子どもの食育で大切だと思われることについて、「規則正しく3食をとる」（20.1%）が最も多く、次いで「栄養バランスのとれた食事」（18.6%）、「家族などと一緒に食事をとる」（14.5%）となっています。

(3) 流通・消費

我が国の食料は、多くを外国から輸入しています。我が国の食料自給率は40%を切りましたが、本市は米・麦・大豆及び野菜の生産を主とし、カロリーベースで試算すると自給率は約45%^{※1}です。また、コロナ禍以降で中食^{※2}など食の外部化が進み、加工・業務用野菜の需要が高まっています。一般的には、米の消費が減り、肉や乳製品、パン、麺類などの外国産原料に依存する食品の消費が増加したといわれています。

こうした中、地域で生産された農産物を地域で消費することで、地域の活性化や食の安全・安心に貢献するという地産地消の取り組みは、国産農産物の消費拡大に寄与するものであり、その推進が求められています。

市内外の消費者に向けた農産物の直売所は、生産者直売所「宝満の市」や農産物直売所「めぐみの里」の2カ所があります。また、スーパーの産直コーナーにおいても地元産農産物を購入できます。

そのほか味坂校区買い物支援運営委員会では、買物弱者への対策として味坂校区コミュニティセンターでの農産物直売所「あじっこ市場」の運営や移動販売車「あじさか号」の運行などを行っています。

これらの売り場では、本市の主な農産物である葉物野菜（サニーレタス・小松菜・水菜・ほうれん草・チンゲン菜）や米・いちご等も販売されています。

また、食における農業の果たす役割について市民の理解を促進することを目的として活動している「小郡市 食と農推進協議会」と連携し、地元で収穫された農産物を学校給食に利用する取り組みや、小郡と結びつきが強い“鴨”を活用した「鴨のまちプロジェクト」による、食文化の継承や新たな特産品開発などの取り組みを行っています。

※1 自給率の計算方法：農林水産省の地域自給率計算シートにより、市町村における、「1人当たり生産熱量」÷「1人当たり供給熱量」にて計算。

※2 中食：弁当や総菜を持ち帰ったり、宅配サービスを利用したりするなどして、自宅等で食事をとること。



■生産者直売所「宝満の市」



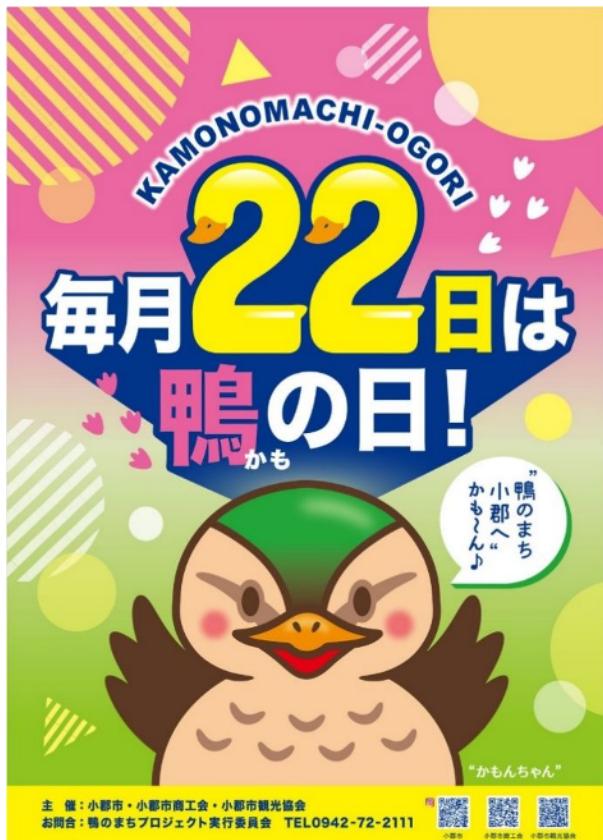
■農産物直売所「めぐみの里」



■農産物直売所「あじっこ市場」



■移動販売車「あじさか号」



■鴨のまちプロジェクト



■新しくておいしい鴨料理レシピ集

市民アンケート調査 (p. 97) によると、農産品の主な購入先は、「市内のスーパー等の量販店」(68.4%) が大多数を占め、次いで「市外の店（直売所、スーパー、量販店等）」(13.6%)、「市内の直売コーナーや近隣の直売所」(10.5%) が続きます。また、農産品を直売所や直売コーナーで購入する理由 (p. 99) については、「新鮮・品質の良さ」(31.3%) が最も多く、次いで「価格」(25.0%)、「安全・安心」(20.5%) となっております。

【農業】

(1) 農業経営体・担い手

令和2年時点において、本市の農家総戸数は653戸（農林業センサス^{※1}）で、市全体の戸数24,848戸（令和2年、市民課）の2.6%を占めます。そのうち販売農家戸数は平成12年に1,111戸であったものが、20年後の令和2年には、およそ3分の1の403戸に減少しています。また、令和2年の農業を主としている経営体数は115経営体、農業以外の仕事による収入もあるが、農業が比較的主要な収入源となっている経営体数は43経営体、農業を副業として行っている経営体数は244経営体となっています。

令和2年時点において、市の就業人口28,936人（国勢調査）のうち、農業従事者は964人（農林業センサス）で約3%を占めますが、その数は年々減少しています。

農林業センサスによれば、経営耕地面積は、平成12年に1,783ha、令和2年は1,700haとなっており減少傾向にあります。経営耕地面積の内訳は田89.8%、畑10.1%、樹園地0.1%で、田が大部分を占めます。また、経営規模は0.5～1.0haが多く、農業の営農支援・担い手確保のため、20集落で集落営農^{※2}により農業が集団化されています。

また、本市は農業従事者の高齢化や農業就業人口の減少に対応するため、スマート農業^{※3}の導入を支援しており、農業の省力化及び効率化を図っています。

※1 農林業センサス：農林水産省により、5年ごとに国内の農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象に行われる調査で、国内の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的としたもの。

※2 集落営農：集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農業者がコスト低減のために農業生産を共同して行う営農活動をいう。転作田の団地化、共同購入した機械の共同利用、担い手が中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取り組み内容は多様である。

※3 スマート農業：ドローンやロボット農機の活用による作業の省力化・自動化や、データの活用により農産物の品質や生産性向上を目指すもの。

■販売農家戸数と世帯員数の推移

年 次	販売農家 ^{※1} 戸数（戸）				計	販売農家世帯員数（人）	自給的農家（戸）	総戸数（戸）
	専業農家 ^{※2}	第1種兼業農家 ^{※3}	第2種兼業農家 ^{※4}					
平成 12 年	202	213	696	1,111	5,288	134	1,245	
平成 17 年	195	105	639	939	4,291	229	1,168	
平成 22 年	191	100	354	645	2,686	275	920	
平成 27 年	170	88	281	539	2,128	337	876	
令和 2 年	－（注）	－（注）	－（注）	403	－（注）	250	653	

（注）令和2年から統計変更により一部データなし

[資料：農林業センサス]

※1 販売農家：農家は自給的農家と販売農家で構成されるが、後者は経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

※2 専業農家：世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家。

※3 第1種兼業農家：世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家。

※4 第2種兼業農家：世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。

■年齢別農業従事者数

年齢	男	女	計	割合
15~19	9	5	14	1%
20~29	22	16	38	4%
30~39	63	30	93	10%
40~49	50	37	87	9%
50~59	77	61	138	14%
60~64	67	49	116	12%
65~69	83	65	148	15%
70以上	182	148	330	34%
計	553	411	964	100%

[資料:農林業センサス 2020(令和2年)]

■年齢別基幹的農業従事者数

年齢	男	女	計	割合
15~19	1	-	1	0%
20~29	9	6	15	2%
30~39	28	13	41	7%
40~49	26	14	40	7%
50~59	44	29	73	12%
60~64	32	18	50	8%
65~69	62	47	109	18%
70以上	163	109	272	45%
計	365	236	601	100%

[資料:農林業センサス 2020(令和2年)]

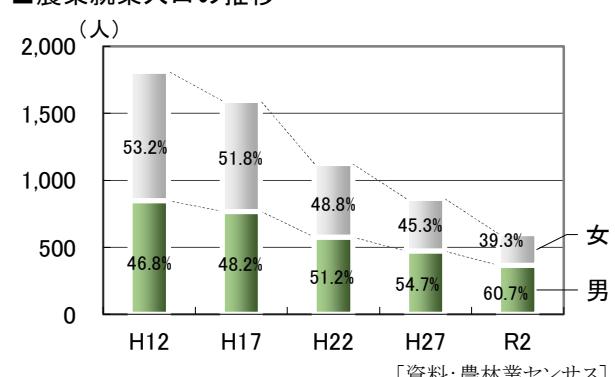
■農業就業人口の推移

年次	総数	内訳	
		男	女
平和 12年	1,813	848	965
平成 17年	1,594	768	826
平成 22年	1,124	576	548
平成 27年	863	472	391
令和 2年	601	365	236

[資料:農林業センサス]

(注)令和2年から統計変更により基幹的農業従事者数を記載

■農業就業人口の推移



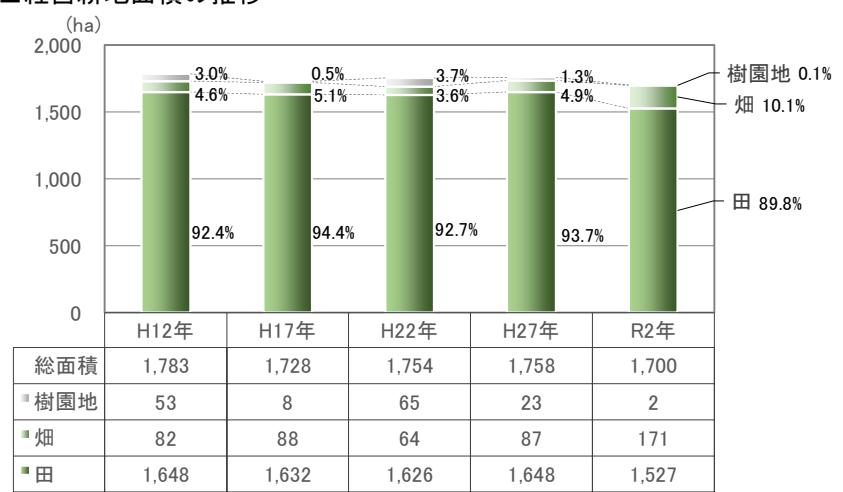
[資料:農林業センサス]

■経営耕地面積規模別経営体数

経営耕地面積規模 (ha)	経営体数 (戸)
0.3未満	6
0.3~0.5	34
0.5~1.0	96
1.0~1.5	57
1.5~2.0	58
2.0~3.0	53
3.0~5.0	48
5.0~10.0	40
10.0~20.0	19
20.0~30.0	16
30.0~50.0	3
50.0~100.0	2

[資料:農林業センサス 2020(令和2年)]

■経営耕地面積の推移



[資料:農林業センサス]

(2) 農地

本市のほ場整備率は令和6年度時点で67.2%となっており、農業用水の水源としては、筑後川や宝満川、江川ダム及び各ため池となっています。堰、揚水機場及び幹線水路については、長寿命化のために更新事業を行っています。また、農業用ため池は、防災面での安全性確保のために、劣化状況評価、豪雨耐性評価や地震耐性評価が行われています。

本市全体の土地面積は4,551ha、その内耕地面積は1,840haで約40%を占めます。内訳は、田が1,710haで多くを占めています。

令和6年時点において、農業振興地域の面積は3,651.6haで市全体の80%を占め、農用地区域は1,680haを指定しております。優良農地の保全を図っています。

農地の流動化状況については、令和6年度実績で利用権設定率が68.7%で、遊休農地面積は令和7年4月時点で5.1haとなっています。

多面的機能*支払交付金では、令和6年時点で24団体が参加して農業資源の維持管理をしており、農業振興地域の面積3,651.6haのうち1,387ha(38%)で取り組みが実施されています。

地域計画では、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針として、担い手への集約を促していくものとしており、将来の目標とする集積率を80%と設定しています。

* 多面的機能：農業・農地・農村が、食料生産以外にも国土や自然環境の保全や水源のかん養、文化の継承等社会にもたらしている様々な役割や価値。

■耕地面積

(ha)

年次	耕地面積計	田耕地面積計	畑耕地面積計
平成12年	2,130	1,910	215
平成17年	2,090	1,880	207
平成27年	1,990	1,840	156
令和2年	1,840	1,710	130

[資料:福岡県農林水産統計年報]

■農業振興地域面積

(ha)

	面積
農業振興地域	3,651.6
農用地区域	1,680

[資料:農業振興地域整備計画総覧(令和6年)]



■遊休農地でのひまわり栽培



■農村環境向上活動

(3) 農業生産

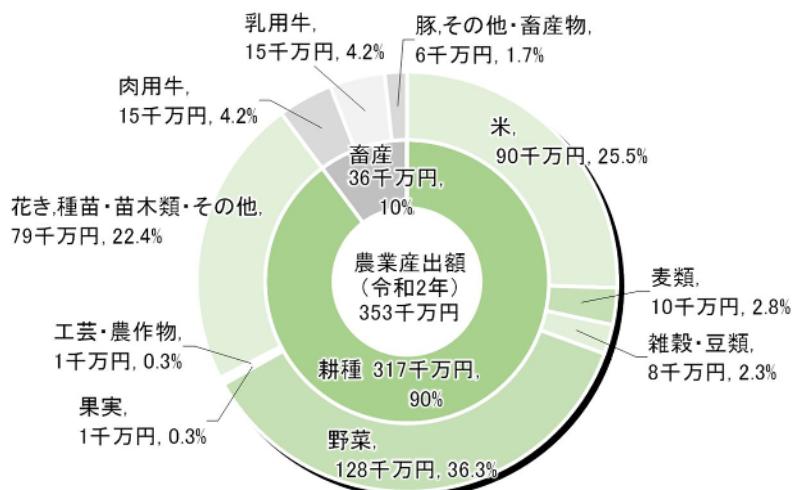
本市では農業が盛んに行われており、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業を基本に、野菜ではサニーレタス・水菜・チンゲン菜・小松菜・ほうれん草・いちご等の栽培が盛んです。

令和2年の農業産出額合計は35.3億円で、うち米が9.0億円、野菜が12.8億円で6割超を占めています。

農業産出額は、平成7年をピークに減少に転じており、とくに令和2年度においては、新型コロナウィルス感染症の拡大により農産物の需要が減少したことから、米をはじめとする農業産出額が全国的にも減少しており、本市においてもその影響がみられます。

また、世界情勢の不安定化による生産資材の価格高騰などから生産・流通コスト増加等の課題もみられます。

■農業産出額の構成



〔資料：農林水産省「生産農業所得統計」〕

■農業産出額の推移

（単位：千万円）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成27年	令和2年
耕種	米	190	219	119	105	102
	麦類	65	51	59	59	13
	雑穀・豆類	9	5	14	18	10
	いも類	3	2	1	1	1
	野菜	57	93	108	93	196
	果実	1	0	1	0	1
	花き	24	71	73	72	29
	工芸・農作物	0	0	0	0	1
畜産	種苗・苗木類・その他	27	26	17	31	x
	肉用牛	8	10	7	x	24
	乳用牛	43	39	44	46	25
	豚	24	9	3	x	x
	鶏	42	12	7	x	1
合計		493	537	454	444	456
353						

〔資料：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」〕

注)xは秘密保護上、統計数値を公表しないもの。

注)四捨五入の関係で、個々の積み上げと合計が一致しない場合がある。

注)平成22年はデータなし。

第 71 次九州農林水産統計年報によれば、令和 6 年の水稻作付面積は 801ha で収穫量 3,960t、小麦は 689ha で収穫量 2,760t となっています。野菜では葉物（サニーレタス・水菜・小松菜等）の生産量が多く、県内の市町村のなかでも有数の生産地となっています。



サニーレタス



いちご



米



水菜



チンゲン菜



大豆

■ 小都市の農産物

【農村】

(1) 生活環境

市民アンケート調査（p. 103）によると、地域の快適な生活環境づくりで重要なことについては、「地域の快適な環境（公園・広場、緑地の緑、水辺の環境）づくり」（13.3%）が最も多く、次いで「生活環境（家庭雑排水・し尿処理、ごみの収集・処理、上水道）の向上」（12.7%）、「安全対策（消防等の火災防止、街灯、巡回等の犯罪防止、交通安全対策）」（11.6%）となっており、快適な環境整備や生活環境の向上、安全対策を望む回答が多く、これらは定住環境に必要な条件と考えられます。

地区別では、のぞみ地区は「公共交通」、三国地区は「生活環境」、立石地区は「安全対策」、大原地区は「快適な環境」、東野地区は「生活環境」と「安全対策」、小郡地区は「快適な環境」、御原地区は「災害防止」、味坂地区は「買い物の便利さ」が最も多くなっています。

①保健衛生

本市の上水道は、小郡市・久留米市・大刀洗町で運営する三井水道企業団が供給しています。

給水区域内の人口の増加に伴い、普及率も向上していますが、今後も井戸水から上水道への切替え促進と水道管の布設が必要です。また、老朽管の計画的な更新も必要となっています。

本市の公共下水道は、現在概成に向けて整備を進めており、下水道に接続されていない世帯への水洗化の促進が必要です。また、公共下水道施設の計画的な修繕及び改築・更新等が必要となっています。

②公園

都市公園としては、令和7年4月時点での総合公園1箇所、運動公園1箇所、近隣公園5箇所、街区公園35箇所、都市緑地1箇所の計43箇所で、総面積は37.7haとなっています。1人当たりの都市公園面積は6.4m²/人と、福岡県の9.4m²/人（国土交通省公表、令和5年度末時点）と比べて少ない状況にあります。



■北中尾公園



■小郡運動公園

③歴史・文化資源

令和6年度時点で、国指定文化財2件（記念物1件、有形文化財1件）、県指定文化財7件（有形文化財4件、記念物3件）、市指定文化財20件（有形文化財11件、無形文化財1件、民俗文化財1件、記念物7件）、国登録文化財3件（有形文化財2件、記念物1件）の32件があります。



■小郡官衙遺跡群（国指定史跡）



■旧松崎旅籠油屋（市指定有形文化財）

④交通・道路

公共交通は、主に西鉄天神大牟田線と甘木鉄道甘木線があり、通勤・通学をはじめ、身近な移動手段として重要な役割を果たしています。また、小郡市コミュニティバス運行時に抱えていた課題を解決し、市内の生活交通の利便性を向上するため、小郡・大原・東野・三国・のぞみが丘小校区では令和6年10月からA I（人工知能）が予約の状況に応じて運行ルートを考えながら走行するデマンド型交通※「のるーと小郡」や、立石・御原・味坂地区では令和4年10月から「おごおり相乗りタクシー」の本格運行を行っています。

※ デマンド型交通：利用者の予約に基づいて運行される公共交通システムのこと。

⑤医療施設

小郡三井医師会によれば、令和7年時点で、市内の病院数は7施設、診療所は44施設、歯科診療所は34施設あります。

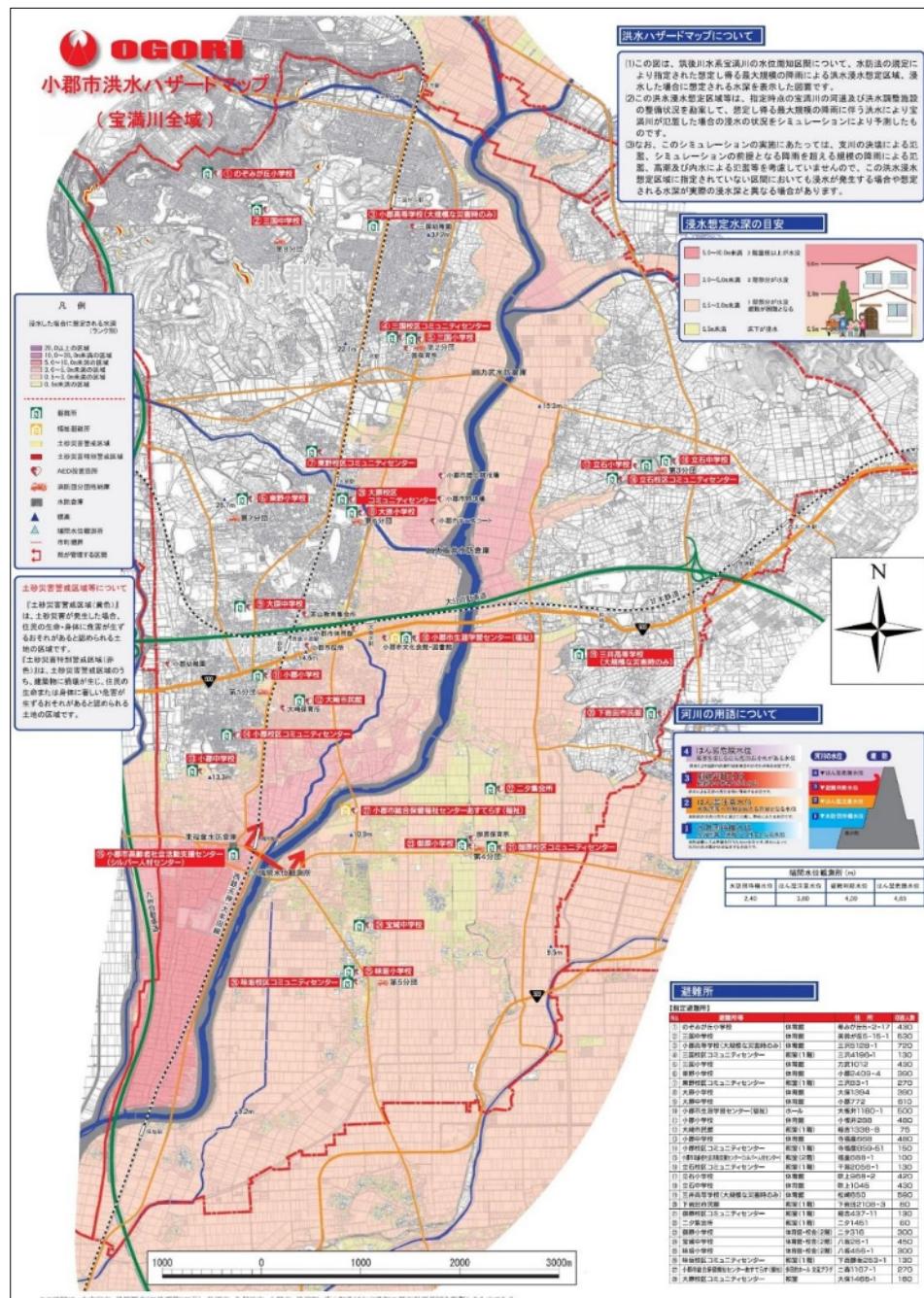
⑥学校

本市の小学校は8校（小郡、大原、東野、三国、のぞみが丘、立石、御原、味坂）、及び中学校は5校（小郡、大原、三国、立石、宝城）あります。

⑦防災

本市では、近年、豪雨被害が発生しており、浸水害や土砂災害等の災害リスクの分析に基づいた防災対策や防災体制づくりが必要になっていきます。気候変動による水害リスクに備えるためには、河川に関わるあらゆる方々が協働して流域全体でリスクを軽減させる流域治水*への取り組みが求められています。

* 流域治水：気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等に対応するため、河川流域全体を一つとして捉え、流域に関わるあらゆる関係者が協力して水災害対策を行う取り組み。

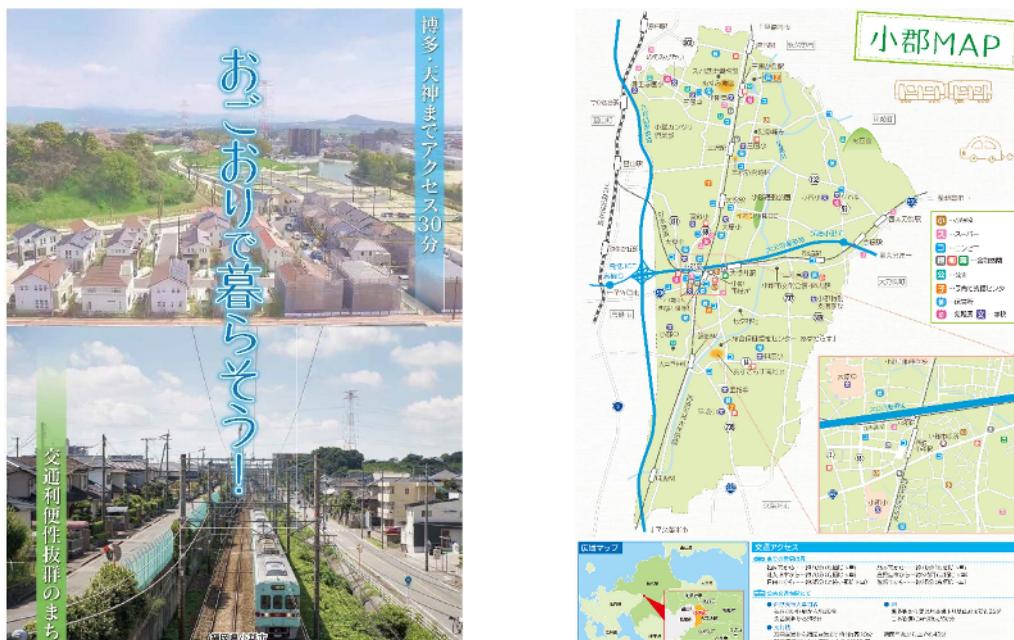


■小都市洪水ハザードマップ（宝満川全域）

⑧定住

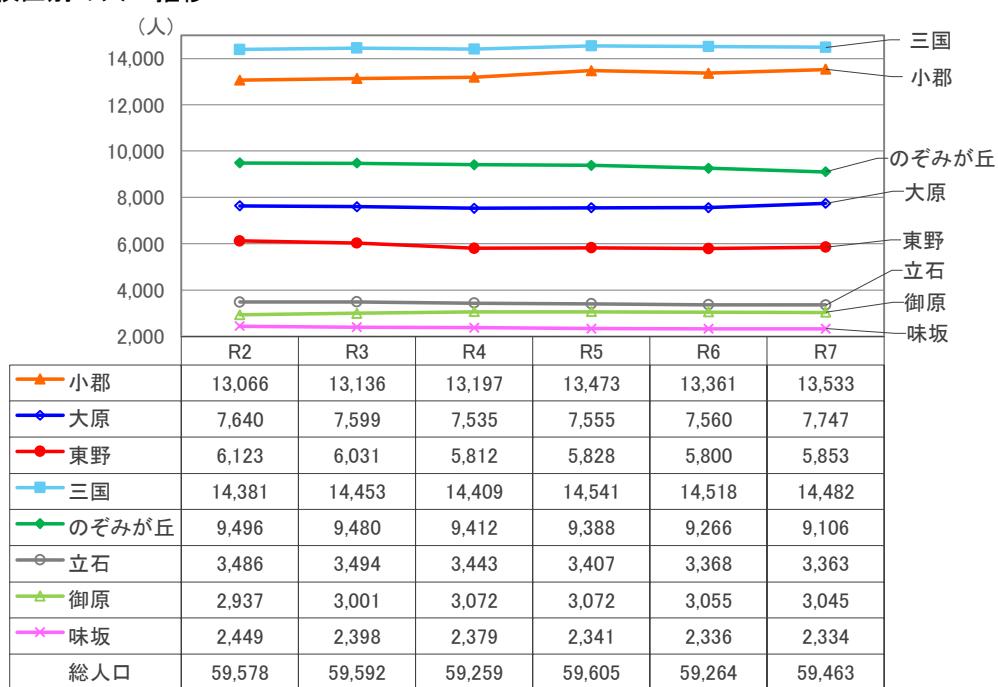
本市の人口は地域ごとに特徴があり、三国校区や小郡校区は多少の増減はあるものの人口が多い状態で推移しています。一方で、優良な農地が広がる立石校区、御原校区、味坂校区は、人口が少ない状態で推移しており、農村の集落維持に向けた対策が必要です。市全体として見れば、総人口は近年横ばい傾向にあるものの、若年層の流出や急速に進行する少子高齢化の流れを受け、近い将来減少に転じる見込みとなっています。

そのため、地域の実情にあった雇用の創出や子育て支援、住環境の整備、市の魅力発信などによる移住・定住の促進が求められています。



■小都市移住・定住パンフレットより

■校区別の人団推移



[資料:市民課(各年4月1日)]

(2) 農村の多面的機能

農業は、食料を供給する役割のほか、生産を通して、国土や自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の伝承など多様な役割を果たしており、これらは住民全体が恩恵を受けるものです。本市も多面的機能を有しており、地域資源にも恵まれています。今後も農業を持続させることにより地域資源を保全し、多面的機能を維持することが望されます。



■農村の多面的機能

[資料:農林水産省]



■田園風景



■花立山



■水辺の生きもの



■田んぼダムの取り組み（花立地区）



■福童の将軍藤



■松崎の桜馬場

市民アンケート調査（p. 102）によると、農業・農村における食料生産以外の多面的機能に対して期待するものについては、「自然環境保全（生物の生息、気候緩和、大気浄化等）」（25. 1%）が最も多く、次いで「国土の保全と洪水防止、土砂浸食防止、地下水つくり等」（20. 4%）、「地域社会の維持・活性化（農産物加工販売による産業振興等）」（20. 0%）となっており、自然環境及び国土保全や農地の保全、地域活性化への期待がうかがえます。

(3) 都市との交流

① 交流拠点

都市（消費者）と農村（生産者）の交流の場所として、生産者直売所「宝満の市」や農産物直売所「めぐみの里」、緑や土とのふれあいができる市民農園が挙げられます。

また、令和7年時点で市内には、いちごなどの収穫体験ができる観光農園が3箇所あります。



■生産者直売所「宝満の市」



■農産物直売所「めぐみの里」



■市民農園



■城山農園（民間）

※ 市民農園：1区画あたり 30 m² × 129区画

② 交流活動

市内では、直売所などでのイベント開催や、民間団体による農業体験活動等が実施されており、消費者と生産者との交流の場となっています。

市民アンケート調査（p. 101）によると、小郡市の農業・農村を振興するために重要なと思われる消費者と生産者の交流事業については、「情報発信（広報、チラシ、SNS）」（24.9%）が最も多く、次いで「市内の販売イベント」（22.9%）、「農家レストラン、古民家カフェ」（18.8%）、となっており、市内外への情報発信や販売イベント活動の強化等に取り組む必要性が見られます。



■あじさかポピー祭り



■サツマイモ収穫体験



■小郡ファーマーズマーケット



■保育園での餅つきイベント

③情報発信

情報発信の取り組みとしては、本市は株式会社博多大丸を「九州探検隊アンバサダー」に認定し、「九州探検隊 魅力発信マルシェ」への出店などを通して、福岡都市圏に向けた、本市の特産品や四季折々の見どころの発掘、発信等について連携・協力して取り組んでいます。



■「九州探検隊アンバサダー」認定式

市民アンケート調査 (p. 102) によると、小郡市の農業・農村に関する情報源としては、「市広報」(32.3%) が最も多く、次いで「特に情報を得ていない」(14.2%)、「SNS等」(10.8%) となっています。

今後は、特産品のPRやイベントの告知など、農業関連のさらなる情報発信が必要です。

3.本市の課題

【食料】

(1) 地元産農産物の情報発信強化

本市では、広報やホームページ、SNS等を活用し、地元産農産物の情報発信を行っていますが、さらなる消費拡大と農業への理解促進を図るため、発信頻度や発信媒体を増やす必要があります。具体的には、地元農産物の特徴や旬、栽培方法、食べ方などを発信するとともに、イベント等を通し、本市の農産物の魅力を市内だけでなく市外の幅広い世代に発信する取り組みの強化が必要です。

(2) 食育の推進

高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化等により食の簡素化・外部化等が進み、食生活も変化しています。地元で獲れる農作物について学ぶことや、農作物の植え付け・収穫等の農業体験を通して食材の生産過程を理解し、食への関心・感謝を育むことで、さらなる食育の推進を図り、市民の食生活の見直し、健康づくりを支援することが重要です。

(3) 地産地消の推進

近年の世界的な情勢の変化や自然災害等により、国内外の食料需給が変化しており、地方でも地元産農産物の食料確保は重要な課題となっています。そのため地産地消を推進することで、学校給食に使われる地元産農産物の使用率や直売所の利用者数を向上させ、食料自給率を高めるとともに、地元産農産物を通して地域経済を活性化させることが重要です。

【農業】

(1) 多様な担い手の確保

今後、少子高齢化が進み、後継者や担い手不足による農産物の生産量減少や労働力の低下を招く可能性があります。

そのため、新規就農者の支援や女性農業者が能力を発揮しやすい仕組みづくり、外国人実習生の通年雇用、オペレーター人材情報の整理等による多様な担い手（若者、女性、外国人）の確保が必要です。

(2) 新規就農・法人化の推進

本市では、農業者の高齢化が進んでおり、担い手不足が課題となっています。本市の農業を将来にわたって維持・発展させるために新規就農者の確保が必要です。また、経営の安定化、事業承継・世代交代の円滑化等の観点から法人化の推進が必要です。

(3) 農業経営の安定化

農業経営を安定させるには、経営体制の確立、労働力の確保等の様々な課題をクリアしていく必要があります。本市でも農業者の高齢化や担い手不足による労働力低下等の課題があります。そのような中、収益性が高く安定的な農業経営を確立させるために農地の集積・集約、機械化やスマート農業等を推進する必要があります。

(4) 生産基盤の整備と保全

収益性の高い農業の実現に向け、生産性向上や省力化・効率化が必要です。そのため、実情に応じた農地の集積・集約化、農業水利施設（ため池・堰・ポンプ等）の維持、湛水被害軽減に向けた対策等、農業者が安心して農産物を生産できる環境整備を図る必要があります。また、農地の保全と開発等とのバランスを図ることが大切です。

(5) 農産物のブランド化の推進

本市では米・麦・大豆や葉物野菜の生産が中心で、特色ある農産物が少なく、直売所の品揃えも限定的です。農業者や販売者等が連携して本市農産物の特色を確立させるブランド化の推進が必要です。

(6) 環境保全型農業の推進

農業の持続性を確保しつつ、環境汚染や競争力の低下等の環境的、経済的な課題を解決するために、「SDGs※」の実現に向けて環境に配慮した環境保全型農業を推進していく必要があります。

【農村】

(1) 農村の多面的機能の維持・発揮

農業者の減少や活動組織の構成員の高齢化等が進むと農村が持つ多面的機能が低下することが懸念されます。多面的機能を維持・発揮させるために、農業者だけでなく非農業者等の参画を図り、地域一体での共同活動の推進が必要です。

(2) 鳥獣害対策

アライグマ、カモやヒヨドリ等による農作物被害が増加しています。被害軽減に向けた取り組みの推進が必要です。

(3) 都市と農村の交流の推進

高齢化や都市部への若者の流出により農村地域の機能低下が進んでいます。そのため本市にある様々な地域資源を活用し、「食と農」への関心を深める機会を提供することで、都市と農村の交流を活発化させ、地域振興を図ることが必要です。

※ SDGs：「持続可能な開発目標」2015年9月の国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な17の目標を設定。

第3章

本市農業が目指す将来像

第3章 本市農業が目指す将来像

本市農業が目指す将来像を以下のように定めました。

「明るい未来へ 食を育み 農業が躍動するまち おごおり」

本市では、『人がつながり 市民が躍動する温かみのある都市 おごおり ～「共感・共働・共創」による共生社会を目指して～』を第6次小郡市総合振興計画における将来像と定め、その実現に向け取り組みを進めています。

今回策定する本計画は、市の最上位計画であるこの第6次小郡市総合振興計画のうち、食料・農業・農村の振興を図るため、また、小郡市食料・農業・農村基本条例の基本理念を実現するため、「食と農」を通じた安全・安心な食料の安定供給、農業の持続的な発展、農村の振興を目指した将来像を描くものです。

小郡市食料・農業・農村基本条例第2条の基本理念を以下に示します。

1. 基本理念

①食料

食料は、健康で豊かな生活を支えるものであることから、安全で安心できる農産物が安定的に生産され、供給されることにより、将来にわたって食料に対する市民の信頼が確保されるとともに、地域で生産される農産物の域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。

②農業

農業においては、農地、農業用施設その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業が営まれ、かつ、良好な自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

③農村

農村は、食料の生産のみならず、良好な景観の形成、水源のかん養、自然環境の保全、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的機能を有し、自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として整備され、かつ、保全されなければならない。

本市農業が目指す将来像を実現するため、次に施策の三本柱を示します。

2. 施策の三本柱

①食料「おごおりで採れる安全・安心な農産物で元気なまちへ」

安全・安心な農産物を持続して生産、供給することで、地元産農産物の信頼を確保するとともに、食育を推進することで食の重要性に対する理解を深め、市民の健康で豊かな生活を目指します。また、地元で生産された農産物を地元で消費することで地域を活性化させます。



■農産物直売所「あじっこ市場」

②農業「多様な担い手づくりで農業が息づく未来あるまちへ」

多様な担い手の育成・確保を行い、持続可能で安定した農業を目指します。また、生産性や収益性の高い効率的な農業経営を実現するため、スマート農業の推進や農業用機械、農業用施設等の導入支援を行います。さらに、地域の実情に応じた生産基盤の整備をすることで、基幹産業である農業の強化を目指します。



■稲刈り風景

③農村「農業の魅力を活かして都市と農村が手を取り合うまちへ」

農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮、および地域資源を活かした農村地域の振興・活性化を図るため、都市と農村の交流の促進と情報発信の強化を図ります。また、農村の生活環境の改善を図り、美しい自然と調和した住みやすい農村を目指します。

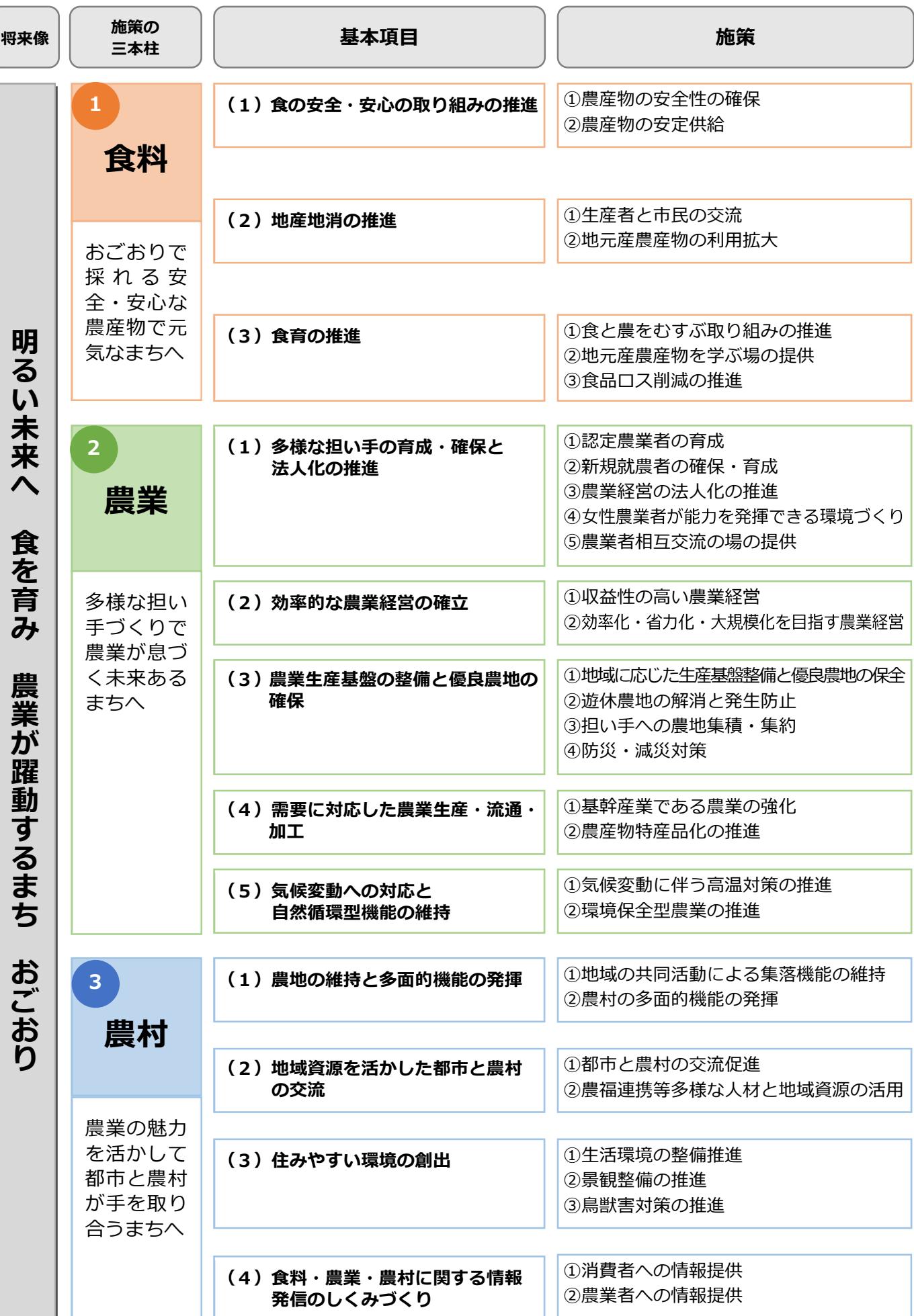


■保育園での交流イベント

第4章

施策の体系と三本柱

施策の体系図



第4章 施策の体系と三本柱

1

食料

～おごおりで採れる安全・安心な農産物で元気なまちへ～

（1）食の安全・安心の取り組みの推進

◆現状と課題

世界的な紛争等による食料不足や、食料品等の価格高騰が全国的な問題となっています。また、高齢化等により食品等の買い物が困難になっている人が増加する等、「食品アクセス※」が社会問題となっています。本市においても高齢化が進行しており、公共交通が整っていない地域もあります。

また、輸入食品等の残留農薬問題や、食品の偽装表示等による「食と農」の安全に対する不安の高まりから、国産・地元産農産物に対する消費者の意識が高まっています。

市民アンケート調査 (p. 98) では、農産物を購入するときに重視していることとして「価格」(27.0%)、「安全・安心」(26.4%)、「鮮度」(25.3%) の3つが上位を占めます。

このため、食品の安全性や市民の食に対する信頼確保、地元産農産物の安定的な生産、食品アクセス問題の解決等、持続可能な食の安全・安心の確保に向けた取り組みが重要になってきます。

※ 食品アクセス問題：食品販売店が遠いことや交通手段がないこと等で、高齢者等を中心に食料品の購入に不便や苦労を感じる人、いわゆる「買物困難者」が増加している問題。

◆施策

①農産物の安全性の確保

○地元産農産物の生産から流通・消費に至る各段階における安全性を確保するとともに、地元産農産物の安全・安心に関する情報発信を行います。また、生産者の顔が見える取り組みを推進し、地元産農産物に対する市民の理解促進と信頼確保を図ります。

②農産物の安定供給

○生産者に対し、農産物を安定的に生産・供給するために必要な情報提供を行うとともに、関係機関と連携した支援を行います。

○すべての人が必要な食品を無理なく入手できるよう、食品アクセス問題の解決に向け、関係機関と連携し、デマンド型の交通手段の充実や注文配達、移動販売等を検討していきます。

(2) 地産地消の推進

◆現状と課題

食料は生活に不可欠であり、近年、食料安全保障は国全体の課題となっています。世界人口の増加に伴う食料需要の増大や、食料価格の高騰、自然災害やドライバー不足による流通網の混乱等、国内外の状況が変化しており、地方でも地元産の食料確保は重要な課題となっています。

我が国の食料自給率はカロリーベースで40%を切っています。本市は米・麦・大豆の栽培を主として野菜栽培も盛んですが、自給率は45%にとどまります。

市内にある生産者直売所「宝満の市」や農産物直売所「めぐみの里」では、地域で生産された米や野菜、果物のほか、加工品等も販売されています。また、学校給食への地元産農産物の提供が行われています。

市民アンケート調査(p. 99)では、農産品を直売所で購入する理由として「新鮮・品質の良さ」(31.3%)、「価格」(25.0%)、「安全・安心」(20.5%)を挙げている人が多い一方、食品の購入先は市内のスーパー等の量販店を利用している人が約7割を占めています。

このため、食の安全・安心の提供と合わせて、消費者が身近な地域で手軽に地元産農産物を手に入れられるように直売所等の活性化を図ることが必要です。



■生産者直売所「宝満の市」

◆施策

①生産者と市民の交流

- 市内直売所や市内外のイベント等を通じて地元産農産物のPRに努め、生産者と市民の連携による地産地消を進めることにより、本市の食料自給率の向上を図ります。
- 本市の農産物の魅力を知ってもらうために、イベント時等に「地元の旬の食材」や「地元食材を使ったレシピ」等を紹介します。
- 市民が集まる各種イベントを活用し、市民が地元の食材に触れる機会を増やします。



■小郡スプリングフェスタ



■おごおりファーマーズマーケット

②地元産農産物の利用拡大

- 学校・保育所の給食等における地元産農産物の利用拡大に取り組みます。
- 市民が手軽に地元産農産物を手に入れられるよう、生産者や関係機関と連携し、直売所の品揃えの充実等を図ることで集客数を増やし、地元産農産物の利用拡大に繋げます。
- 直売所以外の身近な場所でも地元産農産物を購入できるよう、スーパー等における直売コーナーの充実を目指します。
- 加工業者や流通業者、生産者との連携を強化し、産地育成や地元産業の活性化に取り組みます。
- 市民が地元産農産物を購入しやすいように、広報、ホームページ、SNS等の幅広い媒体を活用し農産物の情報発信に取り組みます。



■直売所でのイベント

(3) 食育の推進

◆現状と課題

本市は、平成 24 年 8 月に「小郡市食育推進計画（おごおり食育プラン）」を策定、平成 30 年 3 月に「第 2 次小郡市健康増進計画・第 2 次小郡市食育推進計画（おごおり健康・食育プラン）」を策定し、様々な分野における食育に取り組んでいます。

市民アンケート調査 (p. 97) では、子どもの食育で大切だと思われることについて、「規則正しく 3 食をとる」(20.1%) が最も多く、次いで「栄養バランスのとれた食事」(18.6%)、「家族などと一緒に食事をとる」(14.5%) となっています。

高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化等により食生活も変化しており、食育に求められる役割も益々重要となっています。市民が食生活を見直し、健康づくりや栄養バランスの改善等に繋げるために、今後も食育の推進が重要となります。

◆施策

①食と農をむすぶ取り組みの推進

- 市民や子どもたちの「食と農」への理解を深め、健康で豊かな食生活が実践できる日本型食生活*を推進します。
- 地域や学校において、野菜の植え付けや収穫等の農業体験の充実を図り、農作物を育てる喜びや楽しさを伝えます。
- 毎月 19 日の「食育の日」に学校給食で郷土料理を提供して、「食育月間」(毎年 6 月) と「食育の日」の周知、定着に向けて引き続き取り組みます。
- 食への関心を高めるために、各種教室やイベント等を通した啓発等を行います。

* 日本国食生活：ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、バランスのとれた食事で、昭和 50 年代ごろの食生活のこと。



■たなばた野菜倶楽部による野菜作り実習



■地元食材を使用した給食



②地元産農産物を学ぶ場の提供

○地域や学校において、地元産農産物を使用した料理の実習等の機会や、学習の場を設けます。

○地元産農産物等を積極的に取り入れたレシピや郷土料理等について、広報やホームページ、SNS等を活用し、情報提供します。



■学校給食での「カモごはん」メニュー



■地元産農産物を使った給食

※地場産物（小郡市三井郡でとれる食材）を赤字で示しています。給食で使用する予定です。
※毎月19日は食育の日。家庭や学校で食べ物や食について考える日です。10月の給食では7日(火)に料理コンクール献立を実施します。
17日(金)に鹿児島県の郷土料理「さつまじる」を実施します。

小郡市・大刀洗町の農産物を使って作ってみよう

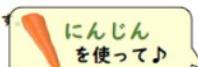
にんじんのポタージュ

【材料】4人分

・ベーコン 1枚	・人参 1本
・玉ねぎ 1個	・じゃがいも 1個
・サラダ油 小さじ1	・コンソメ 10g
・ホワイトソース 40g	・牛乳 200ml
・塩 少々	

【作り方】

1. 玉ねぎはスライス、人参、じゃがいもは薄めの半月切り、ベーコンは短冊に切る。
2. 鍋に油をひき、野菜を中火で炒める。
3. 水400mlとコンソメを加え、野菜が柔らかくなるまで煮込む。
4. 3をミキサーにかける。
5. 4を鍋に戻し、牛乳とホワイトソースを加え、塩で味を調整たらできあがり





※地場産物（小郡市三井郡でとれる食材）を赤字で示しています。給食で使用する予定です。
※毎月19日は食育の日。家庭や学校で食べ物や食について考える日です。11月の給食では18日(火)に愛媛県の郷土料理「いもたき」を実施します。

小郡市三井郡の郷土料理

さわ漬け

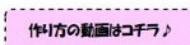
食生活改善推進員さんに教えてもらいました

【材料】

・大根 1/6本	・きゅうり 1/3本
・にんじん 1/3本	・りんご 1/6玉
・白菜またはキャベツ 1/6玉	
・生姜 1/2かけ	・すし酢 適量
・ごま油 適量	・塩 少々

【作り方】

1. 大根、きゅうり、にんじんは太めの千切りにする。
2. 白菜は一口大のざく切り、生姜はせん切り、りんごは皮をつけたまま、くし形にし、うすく切る。
3. 野菜を塩もみする。
4. 切った材料に調味料を入れ、混ぜ合わせる。
(好みで一味唐辛子少々を入れてもおいしいです)





■学校給食献立表での郷土料理の紹介（一部抜粋）

③食品ロス削減の推進

○農業は自然環境を基盤として食料生産を担っていることから「SDGs」の目標と密接に関係しています。農産物を利用する市民、食品事業者へ向け、食料を無駄にしない等の食品ロスに関する各種情報を積極的に提供し、普及啓発に努めます。

(1) 多様な担い手の育成・確保と法人化の推進

◆現状と課題

本市の総戸数 24,848 戸（令和 2 年、市民課）に対し、農家の総戸数は 653 戸（令和 2 年農林業センサス）で 2.6%を占めますが、販売農家戸数は過去 20 年間でおおよそ 3 分の 1 に減少しています。また、基幹的農業従事者のうち過半数が 60 歳以上となっており高齢化が進んでいることから、担い手の確保が課題となっています。

令和 2 年農林業センサスによると、農業の営農支援・担い手確保のため、20 集落で集落営農による農業の集団化をしています。しかし、若手農家の加入が少なく、高齢化及び人員減少の問題があり、集落営農の維持が課題になっています。また、経営の安定化、事業承継・世代交代の円滑化等の観点から、農業経営の法人化の推進が必要です。

市民アンケート調査 (p. 99) によると、小都市の農業の今後のあり方について重要なと思われるものについては、「担い手や農業後継者の育成、経営者視点の農業者の育成」(24.1%) が最も多くなっています。また、小都市の農業の維持や担い手・後継者確保の方法について重要なと思われるもの (p. 100) については、「若い人が就農したくなる環境をつくる」(28.7%) が最も多く、次いで「収益向上につながる農業を進める」(25.6%) となっています。

今後は、新規就農者や認定農業者※等の意欲ある多様な農業者や集落営農組織を中心となり、安定した農業経営を持続することが必要です。

※ 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。
認定農業者になることで、低金利での融資を受けることができることや補助事業の対象者になる等のメリットがある。

◆施策

①認定農業者の育成

○地域農業を担う経営感覚に優れた農業者を育成・確保し、生産性や所得の向上を目指す経営体を育てるために、認定農業者や今後認定を受けようとする農業者及び集落営農組織等を対象に、先進的技術導入を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示・指導・研修等について支援していきます。

○経営拡大を目指す認定農業者等に農地を集約するため、関係機関と連携し地域計画*を毎年更新します。また、担い手への農地集約については、営農や水管理が可能な規模等に留意します。

* 地域計画：国の基盤法等改正法（令和5年4月施行）に基づき策定している計画。地域での話し合いにより農地の集積・集約を進める等、目指すべき将来の農地利用の姿（10年後）を明確化するための計画。

②新規就農者の確保・育成

○青年層を中心とした新規就農者や就農希望者に対する就農支援制度、技能習得研修、農地確保等の支援情報発信の強化や、JA、農林事務所、普及指導センター、農業委員会等の関係機関と連携し相談窓口の充実を図ります。

○関係機関との連携により、就農前の研修プログラムの実施、就農後の農業技術や経営管理についての指導や相談等、継続した支援体制を確立します。

○本市の農業を担うべき後継者等への支援を行います。また、離農する農業者の農地や経営資源等の後継者への継承を支援します。

○農福連携*1、半農半X*2や、短期・短時間での就農者を含めて、多様な人材の就農を支援します。

*1 農福連携：障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

*2 半農半X：農業・農村への関心が高い都市住民が、別の仕事をしながら農業をすることや短期・短時間の就業先として農業に携わること。



■若手農業者（いちご栽培）

③農業経営の法人化の推進

- 先進的な農業者や関係機関と連携しながら、地域の実情に合った生産組織づくりを支援します。また、経営基盤の強化、円滑な事業承継、事業の拡大・多角化等のために農業経営の法人化を推進します。
- 農業人材バンク等のWEB情報を活用し、農業者が多様な人材を雇用できるように支援します。

④女性農業者が能力を発揮できる環境づくり

- 家族経営協定の締結等により女性農業者の経営参画の促進、及び農業委員等への女性の登用や、地域農業をリードできる女性農業者の育成に努めます。
- 女性農業者に対して、関係機関と連携し研修会等を開催するとともに、国の「農業女子プロジェクト」等における女性の情報交換の場づくりや女性の視点を活かした農業経営の発展を支援します。
- 女性農業者の農業機械操作等の研修を支援します。

“生産者も元気に活躍中！”
オゴ“オリ☆農ガールズ”



**小郡農業女子×
デバ地下惣菜ガールズ
のスペシャルコラボ**

農業に関わる女性農家さんがつくる
小松菜を使ったお惣菜!!

9/28(水)→10/11(火)

西さんはご夫婦で
惣菜を呑み農情
たっぷりの小松菜
を販売しています!
海外からの研修生も、
受け入れています。

福岡県小郡市は平地田園が広がり農作物
の一大産地。小郡市の豊かな自然と耕作
に適した土(くろつち)で育った小松菜!

魅力発信
探検隊 マルシェ

日時 10/22(土)、23(日)
午前 11時～午後 5時
(最終日は午後 4時まで)

場所 パーサージュ広場
(24FARM)
小松菜…100円
朝採れの新鮮な小松菜を
販売いたします。

--	--	--	--	--

■小都市の女性農業者の活動

⑤農業者相互交流の場の提供

- 多様な農業者に対して関係機関と連携し、農業経営等に関する情報交換の場づくりとして意見交換会や相談会等の開催に努めます。

（2）効率的な農業経営の確立

◆現状と課題

農業者の高齢化や後継者が不足する中で、認定農業者の農業経営を効率化、安定化させるため、コンバイン、トラクター等の農業機械やビニールハウス等の農業用施設の導入支援が必要です。また、スマート農業機械の導入支援等を行い、収益性が高く安定的な農業経営の確立が必要です。

◆ 施策

①収益性の高い農業経営

○本市は米・麦・大豆や野菜等の生産が多いため、今後、経営規模拡大による収益性の高い経営を目指す農業者に対して、水田の汎用化※の推進や技術支援等により、一層の競争力強化と農業経営の安定化を図ります。

○農地の集積・集約の促進、スマート農業機械の導入支援等による農作業の効率化を図ります。

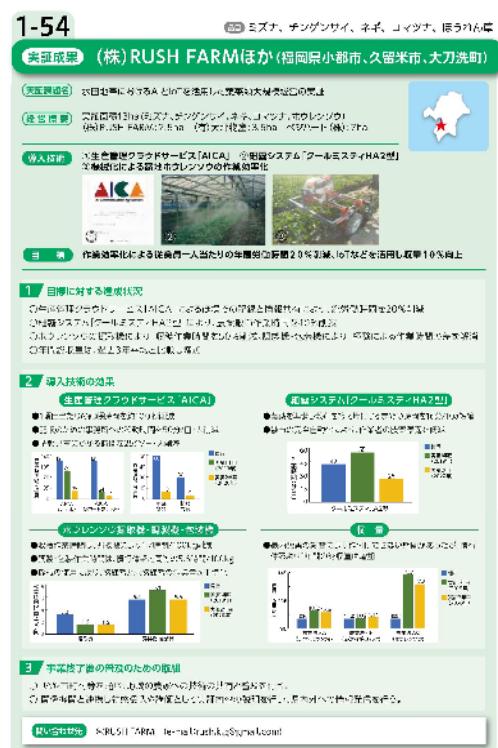
○作業体系を見直し、周年雇用や作業の平準化を可能にすることで、安定的な農業経営ができるよう支援します。

※ 水田の汎用化：通常の肥培管理で麦・大豆等の畑作物や野菜を栽培できるように、水田の水はけを良くすること。

②効率化・省力化・大規模化を目指す農業経営

○農業所得の向上と経営安定を目指し、ICT
(生産施設の環境制御等の情報通信技術) や
AI(人工知能)、IoT(自動制御、遠隔操作)
等の技術を活用した省力化・高品質化・高収益
化に資するスマート農業の導入と利活用を進
めます。また、導入事業等の補助率向上や条件
緩和を国等に働きかけます。

○人手不足の解消や生産性向上等のために、ドローンや自動操舵システム等のスマート農業機械の導入を支援します。また、先進技術を活用したビニールハウス等の生産施設の導入を支援します。



■市内の生産者によるAIとIoTを活用したスマート農業の実証

(3) 農業生産基盤の整備と優良農地の確保

◆現状と課題

本市のほ場の整備率は67.2%となっており、農業の生産性向上のためにも更なる基盤整備が必要です。また、既存の農業用道路、用水路、排水路等の維持改善も課題です。

ため池は、劣化状況評価、豪雨耐性評価や地震耐性評価を行っており、防災面での安全性が求められます。また、開発により優良農地が減少していることも課題です。

市民アンケート調査(p.104)によると、農村の基盤整備で重要なものとして、「ほ場整備事業により区画、用排水、道路の整備を行い効率化する」(20.8%)、「農村地域の排水路等を改修・整備し、農地・宅地等の災害や湛水等の被害を防止する」(19.4%)、「用水路や堰等を改修・整備し、安定した用水を確保する」(16.7%)といった意見が多く挙げられており、農業者や地域にふさわしい生産基盤整備が必要です。

◆施策

①地域に応じた生産基盤整備と優良農地の保全

- 計画的で秩序ある土地利用を図るため、小郡市農業振興地域整備計画等に基づき、農地の有効利用を推進し、農地を確保します。特に、ほ場整備が実施された優良農地については、積極的に保全していきます。
- 農地の集積と農作業の効率化を進めるため、農地中間管理機構^{※1}との連携を図りつつ、スマート農業等に対応した大区画ほ場整備、及び地域のニーズに応じたため池、用水路、排水路、暗渠排水^{※2}、農道等の整備・改修等に努めます。



■ほ場整備済み優良農地とコンバイン

※1 農地中間管理機構：農地を貸したい人と借りたい人を仲介し、農地の集積・有効利用を進める公的機関。

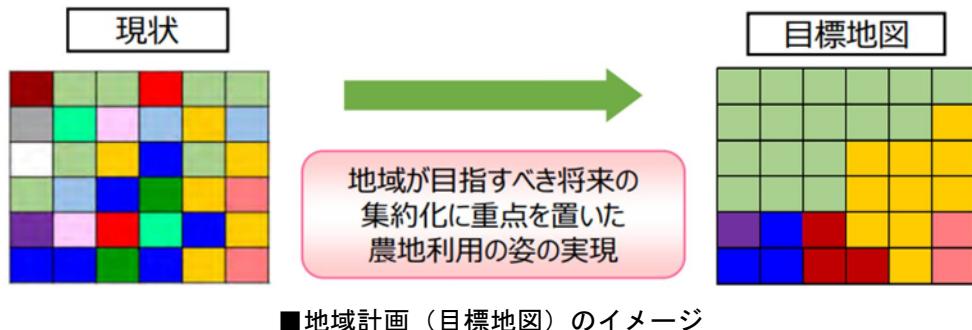
※2 暗渠排水：地中に水を通すパイプや溝を埋め、雨水等の水はけを良くする方法。

②遊休農地の解消と発生防止

○令和7年時点では、本市の遊休農地は5.1ha(0.3%)と全国平均(2.5%)と比較して少ないものの、農業委員会の農地パトロール実施や関係機関と連携する等、遊休農地の更なる減少を図ります。

③担い手への農地集積・集約

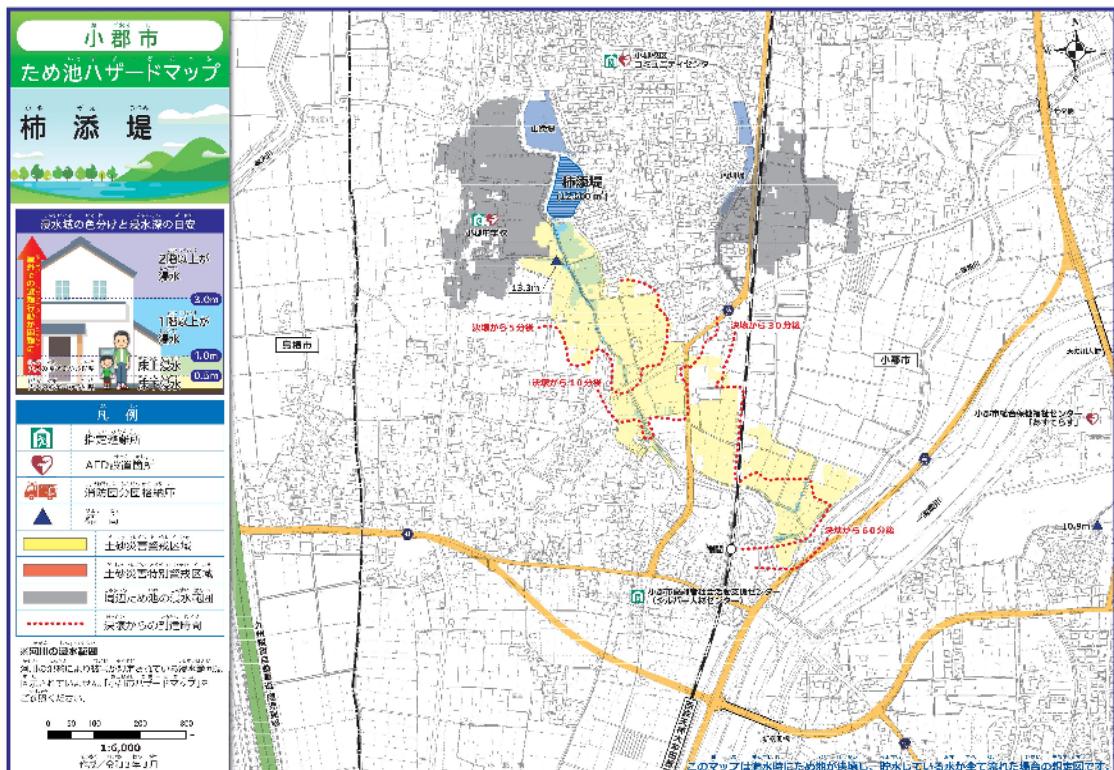
- 認定農業者等へ農地の集積・集約化を進め、効率的な生産体制の構築を推進します。
- 農地の集積・集約化を進めるために、地域での話し合い等を基に毎年地域計画の更新を行い、目標地図を含む計画の内容をブラッシュアップしていきます。



■地域計画（目標地図）のイメージ

④防災・減災対策

- 低地の水害対策や農業水利施設の長寿命化・耐震化、及びため池の適正な管理・保全・統廃合等、農村地域の防災・減災対策を推進します。
- 市内にある 55 箇所のため池の内、特に浸水被害がある流域のため池は洪水調整容量を確保し、下流域への負担を軽減するため、土砂撤去等の対策を行います。
- 防災・減災意識の向上のために、ため池ハザードマップの周知を行います。
- 田んぼダムの取り組み、先行排水の推進等を行うことで農業面からできる災害対策に努めます。



■小郡市のため池ハザードマップの一例

（4）需要に対応した農業生産・流通・加工

◆現状と課題

本市では、広大で肥沃な農地における米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業を基本として、野菜の栽培も盛んです。転作作物については、大豆を主軸として米の生産調整を実施し、また一部の集落では米・大豆のブロックローテーション^{※1}を実施しています。

土地利用型農業の大部分は、集落営農組織や認定農業者といった担い手に集約されています。

しかしながら、農業の後継者不足や担い手の高齢化が進んでいるため、農地の受け皿となる担い手の安定した運営に向けて支援する必要があります。

今後は、集落営農組織や認定農業者等の担い手を核として、米・麦・大豆の安定した生産、作業の効率化等による生産性の高い土地利用型農業の展開、高収益作物の拡大等を推進し、地域農業の振興を図る必要があります。

また、本市は特徴ある農産物が少ないと言われているため、関係団体と協力し、農産物のブランド化や6次産業化^{※2}を進めることが課題です。

市民アンケート調査（p. 100）によると、地元産農産物を広めるために重要と思われるものについて、「市内・市外のスーパー等の量販店に小郡産コーナーを積極的に設置」（22.2%）との意見が多く、需要に対応した農業生産・流通の連携が必要です。

※1 ブロックローテーション：地域内の水田をいくつかのブロックに分け、米・麦・大豆等を計画的にローテーションしていく農地の利用方法。

※2 6次産業化：農林漁業者が、1次産業（生産）だけでなく、2次産業（加工・製造）や3次産業（流通・販売）まで一体的に取り組み、付加価値を高める取り組み。



■大豆（手前）と米（奥）

◆施策

①基幹産業である農業の強化

- 福岡県及びJA等の関係機関と連携し、米・麦・大豆や野菜等の既存作物の生産確保と、優良品種導入による産地間における競争力の向上に努めます。
- 関係機関と連携して、栽培条件に適応した新たな品目の導入を検討します。
- ICT等先進技術を導入した生産施設や高性能機械の導入により、品質や収益性を高め、安定的な農業経営を目指します。
- 土地利用型農業*において、集落営農の経営体の育成や担い手の確保により、経営安定と持続的な地域農業の発展を目指します。

なお、品目別対策として、「水田収益力強化ビジョン」を基本に、主食用米については産地間競争に負けない安定生産を図ります。麦については、ほ場における排水対策などの基本技術の実践と土づくりの推進等により、品質向上と収量の安定化を図ります。大豆については、汎用コンバイン等の高性能機械の効率的な利用や、ブロックローテーションの推進等により、生産コストの低減を図ります。野菜、花き等の高収益作物については、農業機械や農業用施設の導入を支援することで省力化と作業の効率化を推進し、生産の安定を図ります。

* 土地利用型農業：米・麦・大豆の作物を機械化等により、広い土地を用いて大量生産している農業の方式。



■米



■麦



■大豆

②農産物特産品化の推進

○本市は「特徴ある農産物が少ない」と言われており、特産品や6次産業化商品の開発が急務となっています。農業・農村が持つ資源に新たな付加価値をもたらすために、農業者と関係団体等と連携を図ることで、七夕の里のネーミング等を活用したブランド化や農商工連携、6次産業化を推進します。

○本市では市内で生産された農産物等の高付加価値化を図る農業者団体等に対して支援しており、今後も農業者や関係団体等と更なる連携を図り、新たな付加価値を持った特産品の開発を推進していきます。



■特産品関係



■「九州探検隊 魅力発信マルシェ」への出店

（5）気候変動への対応と自然循環型機能の維持

◆現状と課題

国の「みどりの食料システム戦略※」の実現に向けて、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、全国各地で環境負荷の低減を図る取り組みが始まりました。

また、国は農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策や、農地において農作物の光合成によってCO₂（温室効果ガス）を吸収するといった吸収源対策等を推進するとともに、温室効果ガス排出削減目標の確実な達成に向けた取り組みの強化を図るため、「農林水産省地球温暖化対策計画」（令和7年4月改定）を策定し、温室効果ガス排出削減を推進しています。

なお農林業センサスによれば、本市では令和2年時点で28経営体が有機農業に取り組んでいます。今後は、有機農業をはじめとするSDGsへの取り組みを進め、環境に配慮した持続可能な農業生産を推進する必要があります。

※ みどりの食料システム戦略：持続可能な社会の実現に向けて、食料生産から消費までの全ての過程における環境負荷を低減し、循環型の食料システムを構築するための包括的な戦略。

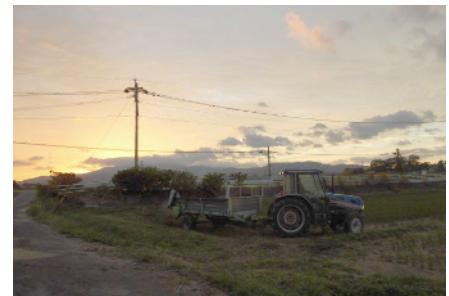
◆施策

①気候変動に伴う高温対策の推進

- 農作物の高温対策について、福岡県では、温暖化に対応した米の品種改良が行われています。そのほかの農作物においても関係機関と連携し、高温対策技術及び高温に強い品種の導入や営農方法を検討します。
- 福岡県では活力ある高収益型園芸産地育成事業により、高温対策の強化を行っています。本市でも高温対策資材の導入に対し支援を行うことで、気候変動に伴う高温対策を更に推進していきます。

②環境保全型農業の推進

- SDGsの推進に向け、減農薬、減化学肥料等により環境負荷の軽減に配慮した、環境保全型農業を支援します。
- 廃棄処分される農産物、家畜排泄物等のバイオマス資源等を有効に利用して、耕畜連携を推進します。
- 化学合成農薬や化学肥料を使用しない有機農業等による循環型農業を推進します。
- 農業用廃プラスチック等の適正な回収や、生分解性マルチ※の利用拡大を促進します。



■耕畜連携による堆肥散布風景

※ 生分解性マルチ：土壤中で微生物等の働きにより分解され、最終的に水と二酸化炭素等になる環境負荷の低いマルチフィルム。

(1) 農地の維持と多面的機能の発揮

◆現状と課題

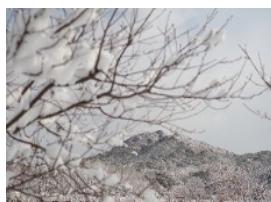
本市は、南北に流れる宝満川や、その周囲に広がるのどかな田園風景、花立山等の豊かな自然環境に恵まれており、農村が持つ多面的機能を享受できる環境にあります。

令和7年度の多面的機能支払交付金事業では24組織が参加し、農地の保全活動を行っています。

市民アンケート調査(p.101)では、農業を維持していく上で消費者と生産者との関わりができると思うものについては、「地元農産物の購入」(47.1%)が最も多くなっています。また、農業・農村における食料生産以外の多面的機能に対して期待するもの

(p.102)については、「自然環境保全」(25.1%)が最も多く、次いで「国土の保全と洪水防止、土砂浸食防止、地下水つくり等」(20.4%)、「地域社会の維持・活性化」(20.0%)となっています。本市の自然環境等の多面的機能を市民が理解し、保全していくことが求められます。

農業者の高齢化と農村の過疎化が進行している中、営農の継続性を図り、農村が持つ多面的機能を維持していくことが重要になっています。



■美しい農村景観

◆施策

①地域の共同活動による集落機能の維持

○人口減少や高齢化が進んでいる農村地域において、今後も安定的に農業・農村を維持していくため、国、県の事業等を活用し、農業者だけでなく非農業者等の参画を図り、地域全体で集落の維持を行う共同活動の体制づくりを行います。

②農村の多面的機能の発揮

○国土の保全や水源かん養、文化の継承等、農村が持つ多面的機能の大切さを、広く市民に啓発していきます。

○農地の管理や畦の草刈り、水路の泥上げ等、多面的機能支払交付金を活用しながら、地域全体で美しい農村景観を保全します。

○農村の地域資源を通じて、農村の価値や役割を実感し、理解を深める機会を創るとともに、次世代への継承につなげます。

<p>洪水防止機能</p>  <p>水田は多くの水を貯めることができます</p>	<p>土砂崩壊・土壌侵食防止機能</p>  <p>手入れされた農地は土砂の流出を防ぎます</p>	<p>地下水涵養機能</p>  <p>水田の水は土中に浸透し、地下水として蓄えられます</p>
<p>生物多様性保全機能</p>  <p>農村の多様な環境がいろいろな生き物を育みます</p>	<p>良好な景観の形成機能</p>  <p>農業の営みが美しい風景を作り出します</p>	<p>文化の伝承機能</p>  <p>農村は多くの伝統文化を受け継いでいます</p>

資料：農林水産省作成
注：農業・農村の多面的機能には、このほか、癒しや安らぎをもたらす機能、有機性廃棄物を分解する機能、地域社会を振興する機能、体験学習と教育の場としての機能等がある。

■農村が持つ多面的機能

(2) 地域資源を活かした都市と農村の交流

◆現状と課題

本市は、豊かな緑と美しい田園をはじめ、観光農園、九州歴史資料館、七夕神社や将軍藤等の数多くの観光資源や、小郡市民まつり、花火大会「夢HANABI」等の様々なイベント等の文化資源があり、その他にも多様な地域資源を保有しています。

本市では多様な観光情報等の発信に取り組んでいますが、周辺自治体に比べ観光客数が少ない状況です。

市民アンケート調査 (p. 100) では、今後、小郡市の地元産農産物を広めるために重要なと思われるものについては、「市内・市外スーパー等の量販店に小郡産コーナーを積極的に設置」(22.2%) が最も多く、次いで「加工品や特産品づくり」(17.4%)、「イメージや知名度アップにつながる取り組み」(17.1%) が多く挙げられています。また、消費者と生産者の交流事業で重要なものの (p. 101) として「情報発信 (広報、チラシ、SNS)」(24.9%) が最も多く、次いで「市内の販売イベント」(22.9%)、「農家レストラン、古民家カフェ」(18.8%) となっており、交流の場が必要となっています。

こうした現状において、本市にある様々な地域資源を活用し、市民に「食と農」への関心を深める機会を広く提供し、新たな魅力づくりと地域振興を図ることが重要になっています。



■農産物直売所「めぐみの里」でのイベント



■小郡ファーマーズマーケット

◆施策

①都市と農村の交流促進

- 地域の風土や文化等の資源を活用した、都市との交流による農村地域の活性化を図るため、新たな交流事業の展開や農業体験、郷土料理体験、直売所の充実等の支援・強化を推進します。
- 関係機関と連携し、農産物販売や交流イベント、地域の祭りを開催することにより、都市への情報発信の機会を拡大し、観光と関連した農村づくりを進めます。
- SNS等を活用した農業イベント情報の発信、市内の観光農園情報の紹介等により、小郡市の知名度を向上させます。



■小郡市民まつり

OGORI NEWS
ローソン小郡駅前店に小郡銘品コーナー
“おござりselection”が誕生

□商工観光課農工課担当 ☎72-2111

小郡の特産品をオーバーを近くに、多くの商品が手に取れるよう、4月25日からローソン小郡駅前店に“おござりselection”を設置しています。駄菓子などにもオススメの小郡の特産品が並び、今後新商品も登場予定です。



★出店希望事業者は、市品にあたりいくつか条件があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。
□小郡市商工企画課 ☎72-4111



■コンビニでの小郡銘品コーナー



■小郡駅前高速高架下「地域交流広場」での
ファーマーズマーケット



②農福連携等多様な人材と地域資源の活用

- 地域の農業者が、所得向上のために農業以外の多様な人材や事業者と協力しながら、農産物等の地域資源を活用して付加価値を生み出す6次産業化を推進します。
- 農福連携については、性・年齢・障がいの有無等の垣根を超えた多様な人材が農業に従事できるユニバーサル農園※の普及や、働く環境整備の取り組みを推進します。
- 国、県の事業等の活用により、多様な人材が農村に関わる機会の創出を目指し、本市の農村振興を推進します。

※ ユニバーサル農園：誰もが農業体験を通じた農業の持つ多面的機能を享受でき、障がい者・生活困窮者・ひきこもり・触法者その他の、子どもから高齢者までの多世代・多属性の者が交流・参画できる農園。



■市内事業者における農福連携

(3) 住みやすい環境の創出

◆現状と課題

市民アンケート調査 (p. 103) では、快適な農村生活環境づくりで重要と思われるこ^トについて、「地域の快適な環境(公園・広場、緑地の緑、水辺の環境)づくり」(13.3%)、「生活環境(家庭雑排水・し尿処理、ごみの収集・処理、上水道)の向上」(12.7%)、「安全対策(消防等の火災防止、街灯、巡回等の犯罪防止、交通安全対策)」(11.6%)の順に多くなっており、快適な環境整備や生活環境の向上、および安全対策が望まれています。

宝満川東側に広がる農村地域を中心に、利便性や快適性の高い緑豊かな住環境の維持・形成をするとともに、宝満川や花立山等の良好な自然環境を生かした、調和によるまちづくりの推進が必要です。

◆施策

①生活環境の整備推進

- 地域に安心して住み続けられるようにするため、住居、交通等の生活インフラの確保に取り組みます。「小郡市空き家バンク」を活用した空き家対策、自治会バスやデマンド型交通、移動販売等による地域内交通利便性の向上等の取り組みを、関連機関と連携のもと維持・推進していきます。
- 生活道路や上下水道の整備等、快適に生活するための環境整備の推進を図ります。
- 田園回帰による農村の活性化と、将来における多様な担い手の確保等を図ります。



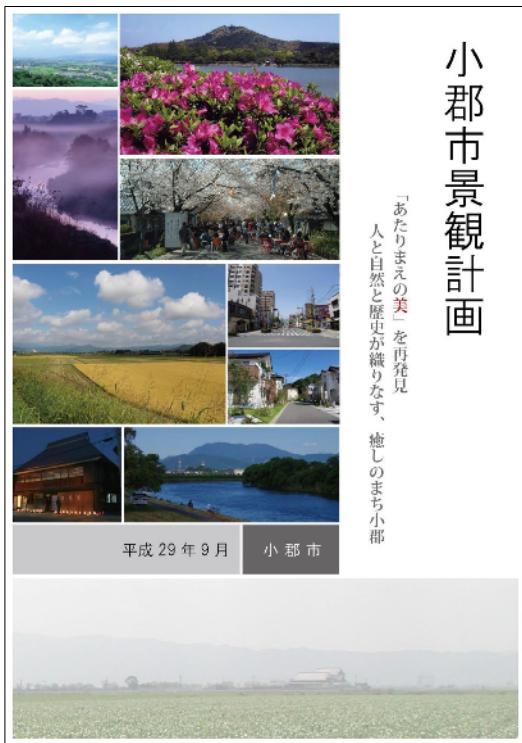
■移動販売車「あじさか号」



■デマンド型交通「のるーと小郡」

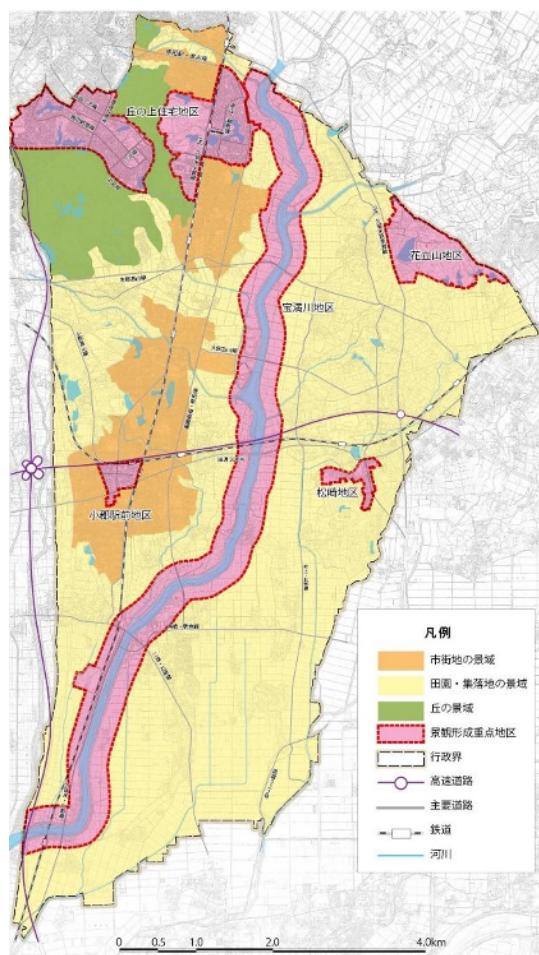
②景観整備の推進

○「小都市景観計画」をもとに、農村にうるおいを与え緑の風景をつくる花立山、宝満川流域に広がる田園風景、点在する趣のある集落地等、農村特有の良好な景観の保全を図ります。



■小都市景観計画

■小都市景観計画区域図



③鳥獣害対策の推進

○農村におけるアライグマ、カモ、ヒヨドリ等の鳥獣被害を防止するため、関係機関と連携・協力し、被害の軽減に努めます。



■カモによる被害写真

(4) 食料・農業・農村に関する情報発信のしくみづくり

◆現状と課題

本市は、生産者と消費者の顔がみえる食の拠点として開設した生産者直売所「宝満の市」をはじめ、市内直売所を中心に地産地消の促進に取り組んできました。

市民アンケート調査 (p. 102) では、小郡市の農業・農村に関する情報源としている媒体として、「市広報」(32.3%) が最も多く、次いで「特に情報を得ていない」(14.2%)、

「SNS等」(10.8%)との回答が多くなっています。傾向としては、「特に情報を得ていない」という回答と「SNS等」という回答は、若い世代(20代～30代)に多くみられます。

市は、広報やホームページにイベント情報等を掲載していますが、農業関連情報の発信が少ない状況です。今後、市の「食と農」の取り組み等についての情報発信にSNS等を活用し、市内だけでなく市外に向けた地元産農産物等の知名度アップを目指していく仕組みづくりが必要です。

◆施策

①消費者への情報提供

- 九州自動車道、大分自動車道、西鉄天神大牟田線、甘木鉄道など都市交通インフラが充実しており、福岡中心市街地まで約30分で行けるという立地条件を活かし、小郡市の魅力と食料・農業・農村に関する情報を市内外に発信することにより、交流人口の増加を目指します。
- 広報やホームページ、SNS等を活用して、積極的に食料・農業・農村に関する情報発信を行い、地元産農産物等の知名度アップを目指します。

②農業者への情報提供

- 新規就農者の営農、農地、働き方等の計画実現へ向けたサポートのためにJA、普及指導センター等の関係機関と協力し「就農相談会」を随時実施するとともに、窓口でも随時対応できるようにします。
- 既存の農業者においても「営農相談会」を随時実施するとともに、窓口でも随時対応できるようにします。
- 農業関係の補助事業や研修・セミナー等に関する情報を、必要とする農業者へ発信できる仕組みを検討します。

第5章

施 策 指 標

第5章 施策指標

小郡市が目指す食料・農業・農村の姿を実現するため、食料・農業・農村の分野ごとに目標値を設定し、取り組みます。

1. 食料

おごおりで採れる安全・安心な農産物で元気なまちへ

a. 地元産農産物の情報提供を行います

内 容	現状値	目標値
地元産農産物の情報提供数	11 回／年 (令和 6 年度)	40 回／年 (令和 17 年度)

b. 食農体験に取り組みます

内 容	現状値	目標値
食農体験が出来るイベント数	7 回／年 (令和 6 年度)	10 回／年 (令和 17 年度)

c. 市内直売所の年間利用者数を増やします

内 容	現状値	目標値
市内直売所の年間利用者数	100 千人／年 (令和 6 年度)	130 千人／年 (令和 17 年度)

d. 学校給食への地元産農産物の使用率(学校給食自給率)を向上させます

内 容	現状値	目標値
市内小中学校給食への地元産農産物の使用率(学校給食自給率)	15.1 % (令和 6 年度)	30.0 % (令和 17 年度)

2. 農業

多様な担い手づくりで農業が息づく未来あるまちへ

e. 新規就農者を支援します

内 容	現状値	目標値
新たに就農した認定新規就農者的人数【累計】	30 人 (平成 27 年度～ 令和 6 年度)	35 人 (令和 8 年度～ 令和 17 年度)

f. 農業経営の法人化を推進します

内 容	現状値	目標値
認定農業者の法人数	20 法人 (令和 6 年度)	30 法人 (令和 17 年度)

g. 女性農業者を支援します

内 容	現状値	目標値
女性の認定農業者的人数	3 名 (令和 6 年度)	10 名 (令和 17 年度)

h. 農政関連の委員会等への女性の登用率を向上させます

内 容	現状値	目標値
市が委嘱・任命する農政関連の委員会等への女性の登用率	28.2 % (令和 6 年度)	40.0 % (令和 17 年度)

i. 農業用施設や農業機械の導入を支援し、農業の高収益化、省力化を図ります

内 容	現状値	目標値
集落営農組織及び認定農業者の農業用施設や農業機械の導入支援数【累計】	134 件 (平成 27 年度～ 令和 6 年度)	140 件 (令和 8 年度～ 令和 17 年度)

j. スマート農業を推進し、農業の効率化、省力化を図ります

内 容	現状値	目標値
集落営農組織及び認定農業者のスマート農業機械の導入支援数 【累計】	14 件 (令和 4 年度～ 令和 6 年度)	50 件 (令和 8 年度～ 令和 17 年度)

k. 農業施設等を計画的に更新します

内 容	現状値	目標値
ため池の防災対策工事済み個所数	14 箇所 (～令和 6 年度)	18 箇所 (～令和 17 年度)

l. 遊休農地の発生を抑制します

内 容	現状値	目標値
遊休農地の面積	5.1 ha (令和 6 年度)	5.0 ha (令和 17 年度)

※ 令和 6 年遊休農地率 全国平均 2.5% 小都市 0.3%

m. 認定農業者等の担い手への集積率を増やします

内 容	現状値	目標値
認定農業者等の担い手への集積率	68.7 % (令和 6 年度)	80.0 % (令和 17 年度)

n. 気候変動に伴う高温対策を推進します

内 容	現状値	目標値
高温対策資材（遮光ネット等）の導入支援数 【累計】	25 件 (平成 27 年度～ 令和 6 年度)	30 件 (令和 8 年度～ 17 年度)

o. 環境保全型農業の取り組み面積を増やします

内 容	現状値	目標値
環境保全型農業の取り組み面積	39.53 ha／年 (令和 6 年度)	50 ha／年 (令和 17 年度)

3. 農村

農業の魅力を活かして都市と農村が手を取り合うまちへ

p. 多面的機能を発揮させる活動を支援します

内 容	現状値	目標値
①農地維持支払交付金事業に取り組む組織数	24 組織 (令和 6 年度)	30 組織 (令和 17 年度)
②資源向上支払事業（共同活動）に取り組む組織数	24 組織 (令和 6 年度)	30 組織 (令和 17 年度)

q. 鳥獣害対策を推進します

内 容	現状値	目標値
アライグマ防除従事者の登録者数	— (令和 6 年度)	70 人 (令和 17 年度)

r. 都市と農村の交流を促進します

内 容	現状値	目標値
都市と農村の交流イベントの情報提供数	19 回／年 (令和 6 年度)	30 回／年 (令和 17 年度)

第6章

施策の推進

第6章 施策の推進

1. 各主体の役割

小郡市食料・農業・農村基本条例第3条から第6条において、市の責務、農業者及び農業団体の責務、市民の役割、事業者の役割について、以下のように記述されています。

本計画の推進にあたっては、各主体が責務と役割を果たしながら、互いに連携・協力して施策に取り組んでいく必要があります。

「小郡市食料・農業・農村基本条例」より（抜粋）

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を推進する責務を有する。

（農業者及び農業団体の責務）

第4条 農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の生産者であり、基本理念に示す農村における地域づくりの主体であることを認識し、安全で安心できる農産物を安定的に生産し、収益性の高い、ゆとりある農業経営の確立に向け、創意工夫を生かした効率的な農業生産及び魅力ある農村づくりに主体的に取り組む責務を有する。

（市民の役割）

第5条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 食品産業に関わる全ての事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な利用と消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

(1) 小都市の役割

小都市は、条例に規定する基本理念及び本計画に基づき、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を農業者及び農業団体、市民、事業者とともに実施及び推進します。

(2) 農業者及び農業団体・市民・事業者の役割

【食料】

●食の安全・安心の取り組みの推進

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none">・安全で安心な農産物の生産と供給に努めます。・自ら生産する農産物に関し、消費者との情報交換や交流に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none">・農産物の安全について正しい理解に努めます。・地産地消の様々な取り組みに参加し、安全で安心な地元産農産物による健康的な食生活を楽しみます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・農産物等の流通・加工等の過程における安全・安心を心がけるとともに、生産履歴表示の適正化を図り、消費者への安全・安心な商品の提供に努めます。

●地産地消の推進

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none">・市内小中学校の学校給食への地元産農産物の供給に努めます。・直売所や直売コーナー等への農産物の供給を積極的に行い、地産地消の推進に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none">・小都市で生産される農産物等に関心を持ち、積極的な消費に努めます。・市内直売所や直売コーナーの積極的な利用に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・小都市で生産される農産物や加工品について関心を持ち、積極的な利用や流通・販売に努めます。・地元産農産物を活用したイベント等への積極的な参加に努めます。

●食育の推進

農業者 及び 農業団体	・多様な農業体験の機会を積極的に提供し、学校や地域と連携しながら食育の推進に関する活動に取り組むように努めます。
市民	・食への知識と理解を深め、食事のマナーや健康を保ち高める食生活を身につけるように努めます。 ・家庭・地域・学校・職場等生活の様々な場面で、可能な限り食育に取り組むとともに市の施策に協力するように努めます。 ・食への感謝の心を育み、食品ロスを減らすように努めます。
事業者	・食品ロスの削減など、生産・流通・販売過程における資源循環等に努めます。

【農業】

●多様な担い手の育成・確保と法人化の推進

農業者 及び 農業団体	・地域農業の将来を考え、認定農業者制度の活用等により地域農業の担い手としての役割を果たします。 ・新規就農者等の多様な担い手の確保や指導・育成に努めます。 ・農業者相互交流の場の提供や参加をし、積極的な情報交換に努めます。 ・農業団体や地域組織等の役職に、女性農業者の積極的な登用に努めます。
市民	・農業者についての理解や興味を深め、農業参入や支援に努めます。
事業者	・地域農業振興における多様な担い手の育成確保の取組に協力します。

●効率的な農業経営の確立

農業者 及び 農業団体	・収益性が高く安定的な農業経営ができるように、規模拡大や効率化に努めます。 ・新しい生産、加工技術について積極的に情報収集し、活用に努めます。 ・スマート農業の活用により農作業の効率化や大規模化を図ります。
市民	・小都市で生産される農産物の購入に努めます。
事業者	・農業者が収益を確保できるように、地元産農産物の流通・利用に努めます。

●農業生産基盤の整備と優良農地の確保

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none">農地、水路、農道、ため池等の生産基盤の維持管理に努めます。農地が耕作放棄地にならないように適正な管理に努めます。担い手への農地の集積に努め、地域全体で農地の有効利用に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none">農地、水路、農道、ため池等の生産基盤について、維持管理への理解と協力に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">農地、水路、農道、ため池等の生産基盤の維持管理への協力に努めます。

●需要に対応した農業生産・流通・加工

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none">消費者ニーズの把握に努めるとともに、農産物の品質向上を図ります。収益性が高く安定的な農業経営を目指し、競争力のある産地の育成に努めます。食品事業者等と連携し、農産物のブランド化に努めます。関係機関との連携を図り、商品開発・定番化に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none">地元産農産物の積極的な購入に努めます。地元産農産物の加工品に関する情報を知り、積極的な消費に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">消費者ニーズを把握し、農業者・農業団体と連携し、農産物や食品のブランド化に努めます。新しい加工、流通技術について積極的に情報収集し、活用に努めます。

●気候変動への対応と自然循環型機能の維持

農業者 及び 農業団体	<ul style="list-style-type: none">環境負荷の軽減に配慮した有機農業の取り組みに努めます。可能な限り減農薬・減化学肥料による生産に取り組みます。生産活動では可能な限り、省エネルギー化、再生可能エネルギー活用に努めます。気候変動対策として、近年の夏場の高温に対応した品種の導入を進めます。
市民	<ul style="list-style-type: none">環境に配慮して生産された農産物について理解し、積極的な購入に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">環境に配慮して生産された農産物や加工品の積極的な利用に努めます。事業活動では可能な限り、省エネルギー化、再生可能エネルギー活用に努めます。

【農村】

●農地の維持と多面的機能の発揮

農業者 及び 農業団体	・農業や農村が持つ多面的機能の維持・向上を推進する担い手として、地域の農業施設や農村環境の保全活動に主体的に取り組むように努めます。
市民	・農業や農村が持つ多面的機能の重要性について理解を深めるとともに、地域の共同活動に参加することで、多面的機能支払交付金事業の実施を支援し、地域資源の保全に努めます。
事業者	・農業や農村が持つ多面的機能の意義を理解し、保全活動を支援することで、持続可能な地域社会の形成への貢献に努めます。

●地域資源を活かした都市と農村の交流

農業者 及び 農業団体	・既存地域資源の有効活用及び新たな交流資源の創出に協力し、農業や農村の持つ魅力の発信に努めます。 ・直売所への地元産農産物の積極的な供給に努めます。 ・都市と農村の交流イベント等への積極的な参加に努めます。
市民	・直売所の利用や地域イベント等への参加をし、農業者や事業者との連携に努めます。 ・地域観光資源に関する情報を自ら得て、利用するように努めます。
事業者	・都市と農村の交流の場の提供において、自らの取り組むとともに協力や支援に努めます。 ・小都市、農業者、直売所、JA等と協力し、小都市の地域資源を活かした商品開発や事業化に努めます。

●住みやすい環境の創出

農業者 及び 農業団体	・農村地域の景観形成や美化に努めます。 ・関係機関と連携し有害鳥獣対策に努めます。
市民	・農村地域の景観形成や美化に努めます。
事業者	

●食料・農業・農村に関する情報発信のしくみづくり

農業者 及び 農業団体	・消費者との情報交換に努めます。 ・市が発信する農業に関する情報の活用に努めます。
市民	・広報や市のホームページ、SNS等から発信される情報を活用し、小都市の農業や農産物の理解に努めます。
事業者	

2. 計画の推進体制

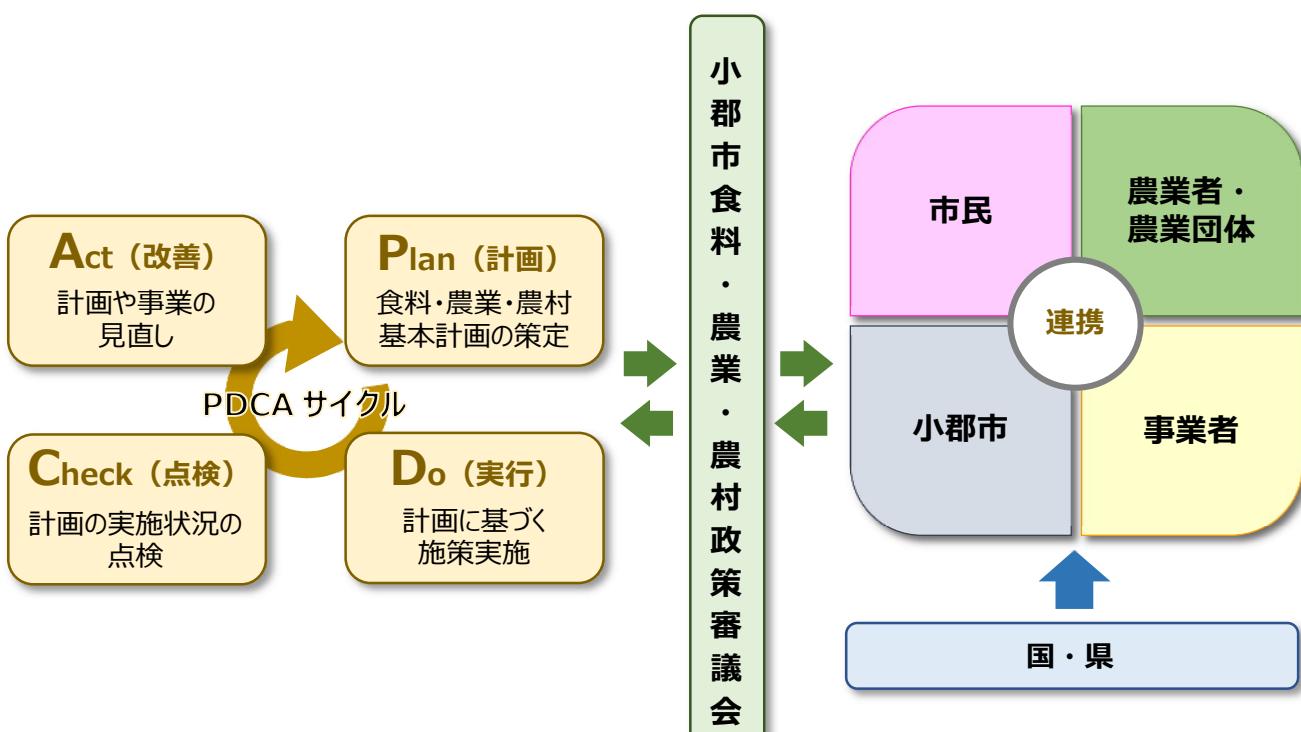
本計画の推進状況は、小郡市食料・農業・農村基本条例に基づき設置している「小郡市食料・農業・農村政策審議会」によって、とりまとめと検証を行い、必要に応じて計画や施策の見直し等を行います。

なお、計画の推進状況については、随時市ホームページ等に掲載し、市民へ広く公表します。

3. 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、計画内容が広く市民に理解されるよう周知・啓発に努めます。また、小郡市が実施する施策、事業を計画的、効果的に推進するとともに、その結果や効果を定期的に検証し、必要に応じて計画を見直す、いわゆるP D C Aの考え方による進行管理を行います。

なお、計画の推進にあたっては、農業者・農業団体や行政のみならず市民、事業者などの理解や支援が不可欠であり、小郡市は計画に関する内容について定期的な情報発信を行います。



資料編

1. 計画策定の経過

日 付	内 容
令和 7 年 3 月 25 日	第 1 回小郡市食料・農業・農村政策審議会 (委員委嘱、正副会长専任、事業実績と数値目標の進捗度の報告、今回の計画策定内容の確認)
令和 7 年 5 月 9 日	会長現地視察 (農産物直売所、農家)
令和 7 年 6 月 1 日～ 令和 7 年 7 月 10 日	小郡市食料・農業・農村基本計画に関する市民アンケート調査の実施 (1,000 人配布、回収率 33.2%)
令和 7 年 8 月 6 日	第 1 回「明日の小郡の農業を創る会Ⅱ」会議 (参加者紹介、座長選出、意見交換)
令和 7 年 8 月 29 日	第 2 回「明日の小郡の農業を創る会Ⅱ」会議 (まとめ提言)
令和 7 年 11 月 27 日	第 2 回小郡市食料・農業・農村政策審議会
令和 8 年 1 月 23 日	第 3 回小郡市食料・農業・農村政策審議会
令和 8 年 2 月 17 日～ 令和 8 年 3 月 4 日	小郡市パブリックコメント実施により市民意見聴取
令和 8 年 3 月	小郡市食料・農業・農村政策審議会より市長へ答申



■小郡市食料・農業・農村政策審議会



■現地視察



■明日の小郡の農業を創る会Ⅱ

2. 小都市食料・農業・農村政策審議会 委員名簿

役職名	氏 名	所 属 団 体 名
会長	甲斐 諭	学校法人中村学園
	白木 嘉代	福岡県女性農村アドバイザー
	田篠 貴幸	福岡県青年農業士
	西岡 賢太郎	福岡県指導農業士
副会長	西岡 利子	小都市農業委員会
	八尋 守昭	小都市食と農推進協議会
	白水 祐一朗 (久光 嘉徳)	小都市認定農業者会
	品川 光利	みい地区担い手営農組織連絡協議会
	木村 朋也	小都市4Hクラブ
	樋口 光秋 (山田 広道)	みい農業協同組合
	重松 ひろみ	小都市商工会
	横山 千加子	一般社団法人 小都市観光協会
	柏 タツ子	おごおり女性協議会
	田篠 久美子	小都市食生活改善推進会
	行徳 直樹	福岡県（小都市立味坂小学校）
	菅根 真一郎 (小賦 幸一)	福岡県朝倉農林事務所 久留米普及指導センター
	合原 綾子 (中野 聰)	小都市

※（ ）内は令和7年11月26日まで

【敬称略】

3. 明日の小郡の農業を考える会Ⅱ 参加者名簿

氏 名	所 属 団 体 名
松尾 優佑	小郡校区認定農業者
草場 勝彦	三国校区認定農業者
平山 和寛	立石校区認定農業者
藤井 豊志	御原校区認定農業者
寺崎 英一	味坂校区認定農業者
中原 日登美	宝満の市
中村 登	小郡市商工会
百瀬 光子	おごおり女性協議会
中村 裕明	J Aみい青年部
大中 陽介	J Aみい青年部
成富 良子	一般公募
松尾 勇汰	一般公募
本山 秀一	みい農業協同組合（オブザーバー）
菅根 真一郎	福岡県朝倉農林事務所 久留米普及指導センター (オブザーバー)

【敬称略】

4. 小郡市食料・農業・農村基本条例（抜粋）

平成25年9月に策定した小郡市食料・農業・農村基本条例の概要について、抜粋して以下に示します。

○目的

第1条 この条例は、本市の食料、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現に必要な基本的施策に関する事項を定めることにより、農業者の意欲の向上を図るとともに、食料、農業及び農村に対する市民の理解を深め、もって本市の農業及び農村の持続的発展並びに市民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的とする。

○基本理念

第2条 食料は、健康で豊かな生活を支えるものであることから、安全で安心できる農産物が安定的に生産され、供給されることにより、将来にわたって食料に対する市民の信頼が確保されるとともに、地域で生産される農産物の域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。

2 農業においては、農地、農業用施設その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業が営まれ、かつ、良好な自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、食料の生産のみならず、良好な景観の形成、水源のかん養、自然環境の保全、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的機能を有し、自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として整備され、かつ、保全されなければならない。

○基本的施策

第7条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる施策を食料、農業及び農村の基本的な事項として各々の施策相互の有機的な連携を図りつつ推進するものとする。

- (1) 消費者が安全で安心できる農産物を入手し、食及び農に対する信頼関係を築くため、消費者が求める産地情報の提供等の施策
- (2) 学校、家庭及び地域社会等と連携した食と農に関する教育による健全な食生活への理解の促進並びに地域で生産される農産物を使った地域特有の食文化の発展と継承に必要な施策
- (3) 農業経営に意欲のある担い手とその後継者の育成及び確保に必要な施策並びに女性農業者、高齢農業者、新規就農者等の多様な担い手の育成及び確保に必要な施策
- (4) 農業の生産基盤であるほ場、農道、用排水路及びため池等の整備並びに用水の確保、遊休農地の解消等による優良農地の確保に必要な施策
- (5) 農業及び農村に関する情報の提供、生産者と消費者の交流等による農業及び農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進に必要な施策

- (6) 需要の動向に応じた高品質優良農産物の生産、新たな需要を創出する品種及び品目の導入、産地銘柄の確立等による収益性の高い農業経営の確立並びに競争力のある産地の育成に必要な施策
- (7) 農業者及び農業団体、食品産業に関わる全ての事業者並びに消費者の連携の強化等による地域で生産される農産物の域内での流通及び消費の促進に必要な施策
- (8) 農薬及び肥料の適正な使用、家畜排泄物等有機物資源の有効利用による地力の増進等に基づく環境にやさしい有機農業の推進並びに自然循環機能の維持増進に必要な施策
- (9) 農業及び農村の持つ多面的機能を十分に發揮させるための環境整備の推進に必要な施策
- (10) 女性農業者の社会的経済的地位の向上、就業条件の整備及び農業政策等の意思決定への参画促進等の環境整備による男女共同参画社会の確立に必要な施策

〔小郡市食料・農業・農村基本条例（平成25年9月施行）より抜粋〕

5. (国) 食料・農業・農村基本法（抜粋）

令和 6 年 6 月に 25 年ぶりに改正された食料・農業・農村基本法では、食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、農村の振興の基本的施策が示されています。以下にその抜粋を示します。

食料・農業・農村基本法

※ 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律

(令和 6 年法律第 44 号) による改正後のもの

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 16 条）

第 2 章 基本的施策

第 1 節 食料・農業・農村基本計画（第 17 条）

第 2 節 食料安全保障の確保に関する施策（第 18 条—第 25 条）

第 3 節 農業の持続的な発展に関する施策（第 26 条—第 42 条）

第 4 節 農村の振興に関する施策（第 43 条—第 49 条）

第 3 章 行政機関及び団体（第 50 条・第 51 条）

第 4 章 食料・農業・農村政策審議会（第 52 条

—第 56 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、食料安全保障の確保等の基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（食料安全保障の確保）

第 2 条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない。

3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。

4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。

5 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。

6 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

（環境と調和のとれた食料システムの確立）

第3条 食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない。

（多面的機能の発揮）

第4条 国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に鑑み、将来にわたって、環境への負荷の低減が図られつつ、適切かつ十分に発揮されなければならない。

（農業の持続的な発展）

第5条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性に鑑み、人口の減少に伴う農業者の減少、気候の変動その他の農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これらの機能が発揮されるよう、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の生産性の向上及び農産物の付加価値の向上並びに農業生産活動における環境への負荷の低減が図られることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農業生産活動における環境への負荷の低減は、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）の維持増進に配慮して図られなければならない。

(農村の振興)

第6条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることに鑑み、農村の人口の減少その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持され、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 食料・農業・農村基本計画（第17条）

第17条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

第2節 食料安全保障の確保に関する施策（第18条—第25条）

- ・食料消費に関する施策の充実
- ・食料の円滑な入手の確保
- ・食品産業の健全な発展
- ・農産物等の輸入に関する措置
- ・農産物の輸出の促進
- ・食料の持続的な供給に要する費用の考慮
- ・不測時における措置
- ・国際協力の推進

第3節 農業の持続的な発展に関する施策（第26条—第42条）

- ・望ましい農業構造の確立
- ・専ら農業を営む者等による農業経営の展開
- ・農地の確保及び有効利用
- ・農業生産の基盤の整備及び保全
- ・先端的な技術等を活用した生産性の向上
- ・農産物の付加価値の向上等
- ・環境への負荷の低減の促進
- ・人材の育成及び確保
- ・女性の参画の促進
- ・高齢農業者の活動の促進
- ・農業生産組織の活動の促進
- ・農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進
- ・技術の開発及び普及
- ・農産物の価格の形成と経営の安定
- ・農業災害による損失の補填

- ・伝染性疾病等の発生予防等
- ・農業資材の生産及び流通の確保と経営の安定

第4節 農村の振興に関する施策（第43条—第49条）

- ・農村の総合的な振興
- ・農地の保全に資する共同活動の促進
- ・地域の資源を活用した事業活動の促進
- ・障害者等の農業に関する活動の環境整備
- ・中山間地域等の振興
- ・鳥獣害の対策
- ・都市と農村の交流等

第3章 行政機関及び団体（第50条・第51条）

（行政組織の整備等）

第50条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

（団体の相互連携及び再編整備）

第51条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、食料、農業及び農村に関する団体について、相互の連携を促進するとともに、効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第4章 食料・農業・農村政策審議会（第52条—第56条）

（設置）

第52条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第53条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第54条 審議会は、委員30人以内で組織する。

（資料の提出等の要求）

第55条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第56条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

〔食料・農業・農村基本法（国）（令和6年6月施行）より抜粋〕

6. (国) 食料・農業・農村基本計画（抜粋）

計画では、改正された食料・農業・農村基本法で定める食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、農村の振興等の基本理念の実現を図る観点から、5つのテーマと国民理解を設定しています。

食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講すべき施策の抜粋を以下に示します。

I. 我が国の食料供給【農業の持続的な発展】

1 国内の食料供給（水田政策の見直し）

2 食料自給力の確保

（1）品目別の農業構造転換の方向性

（2）サステイナブルな農業構造への転換に向けた具体的取組

① 地域計画を核とする取組（担い手の育成・確保）

② 規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化（農業法人、女性参画）

③ 持続的な農業経営の実現に向けた雇用労働力の確保・環境整備（若者、女性、外国人、障害者）

（3）農業の生産基盤の確保に向けた取組

① 農地の確保に向けた取組（農地の総量確保と適正利用、荒廃農地の発生防止・解消）

② 農業生産基盤の整備・保全（農地の大区画化、草刈り・水管理等省力化、水田の汎用化・畑地化）

（4）生産性向上に向けた取組

① 生産性向上に対応した基盤整備（スマート農業、担い手への農地の集積・集約、防災・減災）

② スマート農業技術等の開発・普及促進

II. 輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）

III. 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム【食料安全保障の確保】

1 食品アクセスの確保

（1）平時における食品アクセスの確保

① 物理的アクセスの確保（買物困難者への交通手段、移動販売、宅配）

IV. 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮【農業の持続的な発展】

1 農業生産活動における環境負荷の低減

（1）環境負荷低減に向けた横断的な取組（みどりの食料システム）

（2）環境負荷低減に向けた個別分野の取組

① 気候変動対策の推進

② 生物多様性の保全等に関する取組の推進（化学農薬・肥料低減、有機農業）

③ 農林漁業循環経済地域の創出（バイオマス、再生可能エネルギー）

- 2 食品産業・消費における環境負荷の低減（食品ロスの削減）
- 3 多面的機能の発揮
 - (1) 多面的機能への国民理解促進
 - (2) 多面的機能の発揮の促進のための共同活動（多面的機能支払制度、共同活動）

V. 農村の振興【農村の振興】

- 1 多様な人材が農村に関わる機会の創出（移住・定住、異分野）
- 2 農村における所得の向上と雇用の創出
 - (1) 多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進（6次産業化、多様な就労機会）
 - (2) 農泊の推進（多様な地域資源を活用）
 - (3) 農福連携の推進（障害者の社会参画、ユニバーサル農園、バリアフリー化整備）
- 3 農村に人が住み続けるための条件整備
 - (1) 農村型地域運営組織（農村RM0）の育成
 - (2) 生活インフラ等の確保
- 4 地域の共同活動の維持
- 5 中山間地域等の振興
 - (1) 中山間地域等の農業を「支える」ための施策の推進
 - ① 農業生産条件の不利の補正
 - ② 集落機能の維持
 - ③ 地域の土地利用構想の作成・実現
 - (2) 中山間地域等の農業で「稼ぐ」ための施策の推進（ブランド化）
- 6 鳥獣被害対策
 - (1) 鳥獣被害防止対策の推進
 - (2) ジビエ利用の拡大
- 7 都市農業の振興（農業体験・交流活動の場）
- 8 農村の魅力発信による農村に関わる人材の裾野拡大
 - (1) 棚田・農業遺産の魅力の発信（WEBサイト・SNS等情報発信）
 - (2) 農業体験の推進（農産物の栽培や収穫等を体験する機会）

VI. 国民理解の醸成【食料】

- 1 食育の推進
 - (1) 学校等での食育の強化（農業への理解、給食で地場産物や有機農産物の活用）
 - (2) 「大人の食育」の推進（食生活の改善）
 - (3) 国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮める取組の拡大（地産地消や農業体験）
- 2 食文化の保護・継承
 - (1) 和食に接する機会の確保
 - (2) 和食文化の保護・継承（郷土料理の継承）

〔食料・農業・農村基本計画（国）（令和7年4月策定）より抜粋〕

7. 福岡県農林水産振興基本計画（抜粋）

福岡県では令和4年3月、福岡県農林水産業・農山漁村振興条例（平成26年福岡県条例第51号）第7条第1項に基づき、農業・農村の持続的発展と県民の健康で心豊かな生活を実現するため、新たな農業計画を策定しました。

この計画では、消費者ニーズに対応した生産力やブランド力の強化、次代を担う「人財」の育成、家畜防疫の強化や地産地消といったワンヘルスの推進、頻発する気象災害を踏まえた防災・減災対策などの施策を中心に、稼げる農林水産業の実現に向け、取り組む施策の方向性を明確にしています。そして、その実現に向けた施策の展開方向として、5つの柱を設けています。（この他に、主要品目について振興方向を示しています。）

以下にその抜粋を示します。

1) マーケットインの視点で生産力を強化

○ 消費者ニーズに対応した生産を促進

- ・優良品種・家畜、先進的な施設や機械等の導入により、品質向上と安定生産を促進
- ・優良種苗の安定供給を推進
- ・鮮度保持や一次加工、出荷規格の見直し等により、消費者ニーズへの対応力を強化

○ DXを推進し、高品質・高収量・省力化を実現

- ・生産から販売、消費までのデジタルデータを収集・分析し、次期作への利活用や経営改善を促進
- ・デジタル化した物流情報を共有・活用できるシステムを構築し、物流の効率化を推進・AIやIoT等のスマート技術やロボット技術等を導入し、高品質・高収量・省力化を実現
- ・農産物の知的財産戦略を推進

○ 生産基盤を強化し、集約化と大規模化を推進

- ・農業水利施設等の計画的な整備により、生産基盤を強化
- ・農地の大区画化や集積・集約化を促進

2) 「選ばれる福岡県」に向けてブランド力を強化し、販売を促進

○ 世界に福岡の農林水産物等の魅力を発信し、輸出を拡大

- ・市場調査やニーズ把握を強化し、県産農林水産物や加工品の輸出を拡大
- ・輸出先国の規制に対応した輸出産地づくりを推進
- ・現地でのフェア開催等による情報発信を強化し、県産農林水産物等の認知度を向上
- ・九州各県等と連携した農林水産物のPR、販売を促進
- ・海外での品種登録・商標登録により、知的財産を戦略的に活用

○ 県独自品種や新技術の開発・普及を加速

- ・気候変動や消費者・実需者ニーズに対応した新品種の開発を加速
- ・現地実証の拡大により、新品種の普及を迅速化
- ・生産現場と連携し、高品質化・低コスト化技術を開発・実証

○ 福岡の農林水産物等の認知度向上と販売を促進

- ・首都圏や関西圏等での販売促進活動を通じ、県産農林水産物や加工品の一体的な売り込みを強化
- ・有名店での「福岡フェア」の開催や大規模な大会等でのPRにより、県産農林水産物等の認知度を向上
- ・外食事業者等のニーズの把握と産地へのフィードバックを強化
- ・消費者ニーズを捉え、付加価値の高い6次化商品の開発を促進
- ・共同輸送等で流通コストを削減し、県外での有利販売を促進

3) 農林水産業の次代を担う「人財」を育成

○ 農林漁業者の経営発展を推進

- ・農業大学校を拠点としたリカレント教育により、先進技術等に対応できる人材育成
- ・農林漁業団体と連携し、農林漁業者への技術指導を強化
- ・農業経営の複合化・法人化、雇用導入等により、経営を強化

○ 産地の受入体制を強化し、新規就業者の確保・定着を促進

- ・就業希望者への相談・斡旋体制を強化
- ・農業大学校の機能強化やトレーニングファーム等の地域に密着した研修機関の整備により、就農前後の支援を強化
- ・労働環境の改善を通じ、林業の担い手を確保
- ・地域での研修や受入体制づくりにより、漁業就業者の定着を強化

○ 女性農林漁業者の能力発揮を促進

- ・女性農林漁業者へのリカレント教育や起業活動支援により、女性経営者を育成
- ・男女共同参画社会の実現に向け、農山漁村における女性農林漁業者の社会参画促進

○ 農福連携を推進

- ・農業者に対する農福連携への理解を促進
- ・関係団体と連携し、農業分野での障がいのある方の活躍の場を拡大
- ・障がいのある方が働きやすい環境整備を促進

4) 持続可能な農林水産業に向けワンヘルスを推進

○ ワンヘルスの実践につながる地産地消や食育を推進

- ・農林水産物のワンヘルス認証制度等を通じ、県民のワンヘルスへの理解を促進
- ・農林漁業応援団づくりや魅力ある直売所づくり等により、地産地消の取組を強化
- ・産地との連携を強化し、学校給食における県産農林水産物の利用を拡大
- ・農林漁業体験や生産者との交流、食文化の発信等を通じ、食育を推進

○ 環境に配慮した生産と食の安全・安心を推進

- ・減農薬、減化学肥料栽培など、環境に配慮した農業を推進
- ・GAPや集荷・加工施設の衛生管理の強化により、安全・安心な農林水産物等の生産を推進
- ・県民の「食」の選択に必要となる適正な食品表示を推進

5) 安心して住み続けられる農山漁村づくりを推進

○ 防災・減災対策を強化

- ・農業水利施設等を活用し、流域治水を推進
- ・計画的な森林整備と治山施設やため池、漁港等の適正な管理や整備により、防災機能を向上
- ・地域の実状に合った防災施設の整備や農地の利用を推進し、災害リスクを低減
- ・被災した農林水産施設を速やかに復旧し、農林漁業者の生産継続を支援
- ・リスクに備え収入保険制度等への加入を促進

○ 中山間地域をはじめとした農山漁村の活力を向上

- ・中山間地域の特性に合った収益性の高い農林産物の栽培や特産物づくりを推進
- ・地域資源を活かした農泊等の取組により、魅力ある農山漁村づくりを促進
- ・企業や都市住民等の参加や移住定住の促進で、農山漁村を支える多様な人材を確保

○ 農山漁村の多面的機能を維持・強化

- ・地域の共同活動等の支援を強化し、農地の保全や水路等の維持を推進
- ・CO₂ 吸収等の公益的機能を発揮できる森林づくりを推進
- ・荒廃農地の発生を抑制するとともに、再生を支援

○ 鳥獣被害対策を総合的に展開

- ・里山保全の取組等により、侵入防止を徹底
- ・狩猟者等の人才培养と市町村の枠を越えた広域的な取組により、捕獲体制を強化
- ・「ふくおかジビエ」の魅力発信と加工用途の拡大により、獣肉の利用を促進

[福岡県農林水産振興基本計画（令和4年3月策定）より抜粋]

8. 市民アンケート調査結果

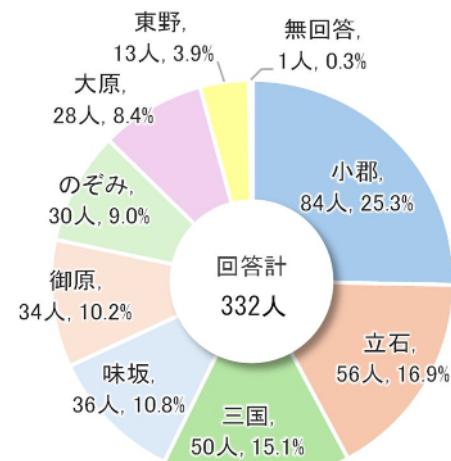
■市民アンケート調査の概要

令和7年6~7月、18歳以上の小郡市民から1000人を無作為に抽出し調査を行いました。5月30日に郵送して7月10日までに回収、有効回収率は33.2%でした。

問1. 回答者属性

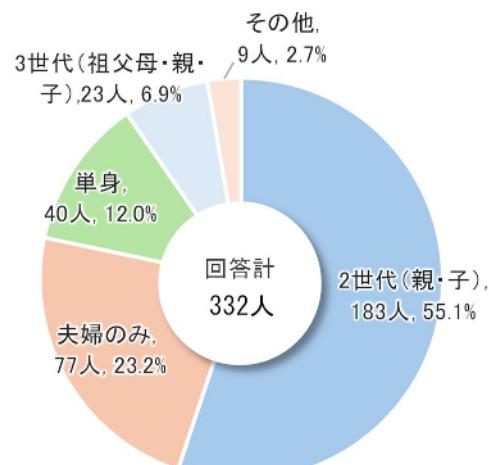
① 回答者の居住地区（小学校区）

回答者の居住地区は、「小郡」（25.3%）が最も多く、次いで「立石」（16.9%）、「三国」（15.1%）の順となりました。逆に最も少ないのは「東野」（3.9%）でした。



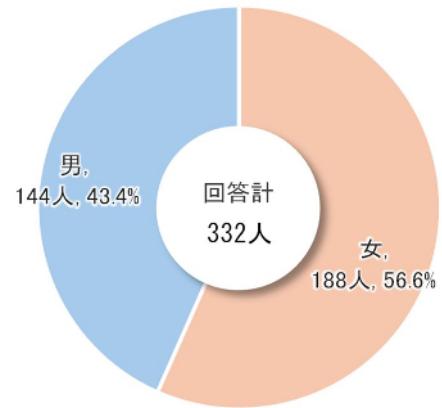
② 世帯構成

回答者の世帯構成は、「2世代（親・子）」（55.1%）が最も多く、次いで「夫婦のみ」（23.2%）、「単身」（12.0%）の順となりました。



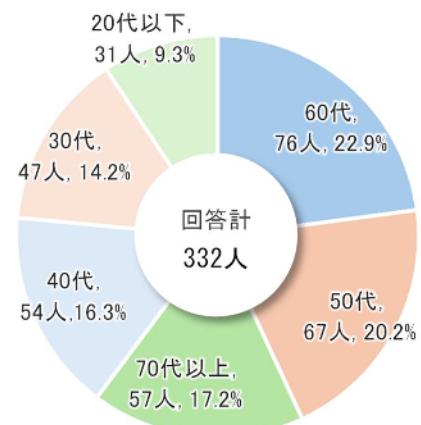
③ 性別

回答者の性別は、「女性」(56.6%)、「男性」(43.4%)で女性がやや多いです。



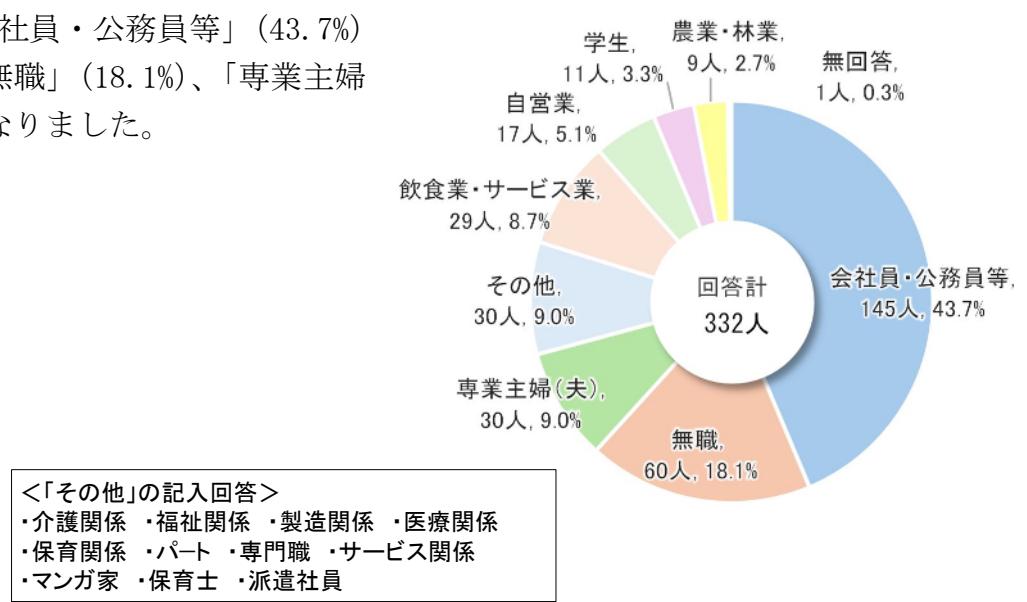
④ 年齢

回答者の年齢は、「60歳代」(22.9%)が最も多く、次いで「50歳代」(20.2%)、「70歳以上」(17.2%)の順となりました。



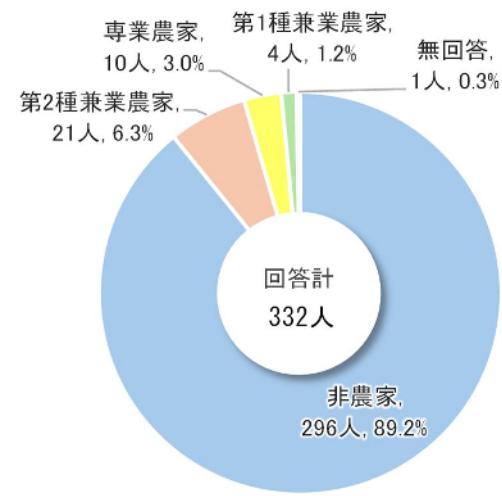
⑤ 職業

回答者の職業は、「会社員・公務員等」(43.7%)が最も多く、次いで「無職」(18.1%)、「専業主婦(夫)」(9.0%)の順となりました。



⑥ 農業従事者

農家と非農家の割合は、「非農家」(89.2%) が約 9 割と多くを占めました。残り約 1 割が農家で、その内訳は多い順に「第 2 種兼業農家」(6.3%)、「専業農家」(3.0%)、「第 1 種兼業農家」(1.2%) となりました。

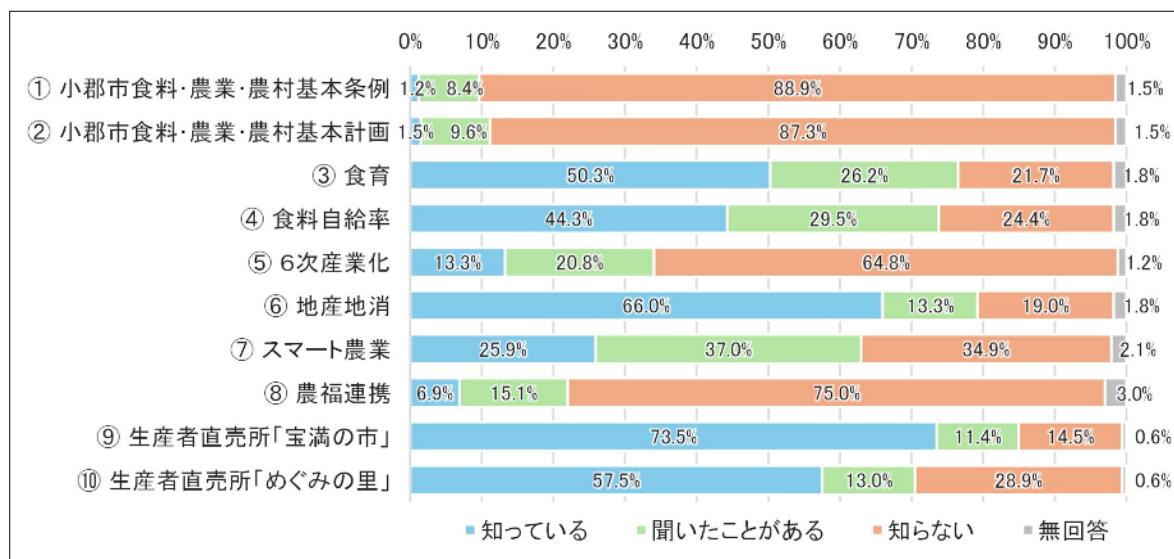


問2. あなたは以下のことについてどの程度ご存じですか。(①～⑩の項目が対象)

施策 (①と②) の認知度（「知っている」の回答率）については、「①小都市食料・農業・農村基本条例」と「②小都市食料・農業・農村基本計画」とともに 1%台と低い水準となりました。

施策関連の用語(③～⑧)の認知度については、「⑥地産地消」(66.0%) と「③食育」(50.3%) で 5 割を超えたものの、「⑦スマート農業」(25.9%)、「⑤6 次産業化」(13.3%)、「⑧農福連携」(6.9%) の 3 項目では 5 割を大きく下回りました。

生産者直売所 (⑨と⑩) の認知度については、「⑨宝満の市」(73.5%)、「⑩めぐみの里」(57.5%) ともに 5 割を超えていますが、今後より一層の P R 活動が望まれます。



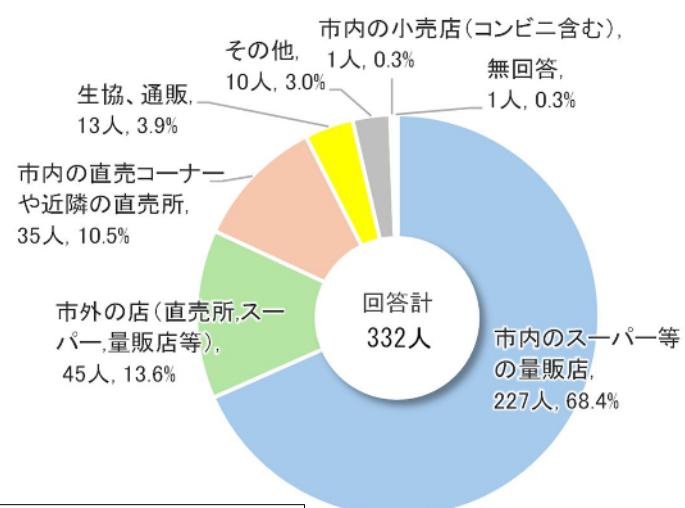
問3. 子どもの食育で大切だと思われることは何ですか。(3つまで回答可)

子どもの食育で大切だと思われることについては、「規則正しく3食をとる」(20.1%)が最も多く、次いで「栄養バランスのとれた食事」(18.6%)、「家族などと一緒に食事をとる」(14.5%)となりました。逆に最も少ないのは「地元産の食材や郷土料理を食べる」(2.8%)であり、今後の地元産食材や郷土料理のPRが望まれます。

順位	選択肢	回答数	割合
1	規則正しく3食をとる	198	20.1%
2	栄養バランスのとれた食事	183	18.6%
3	家族などと一緒に食事をとる	143	14.5%
4	食べ物への感謝	136	13.8%
5	食材を無駄にしない	100	10.2%
6	農業体験や収穫体験	68	6.9%
7	食材の旬や栄養を学ぶ	65	6.6%
8	収穫・調理などの体験活動	62	6.3%
9	地元産の食材や郷土料理を食べる	28	2.8%
10	その他	1	0.1%
11	無回答	0	0.0%
計		984	100.0%
「その他」記入欄 の回答内容		・食中毒対策	

問4. 農産品(米、野菜、果物、肉類)を主にどこで購入していますか。

食料の主な購入先については、「市内のスーパー等の量販店」(68.4%)が約7割を占めて圧倒的に多いです。次いで「市外の店(直売所、スーパー、量販店等)」(13.6%)、「市内の直売コーナーや近隣の直売所」(10.5%)となりました。



「その他」の記入回答

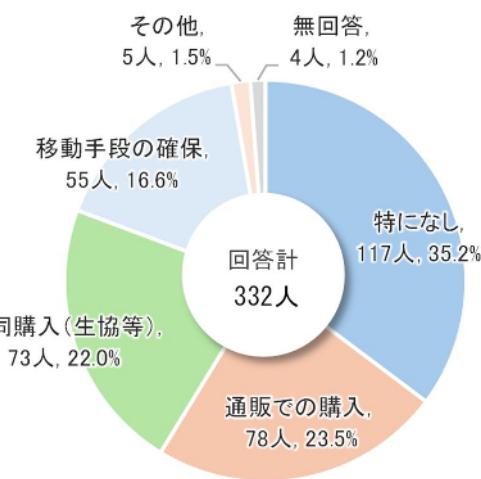
- ・親族が農家のためお米をもらっている。・上記の店をまんべんなく利用している。
- ・自給自足・施設で食事の提供を受けている。・それらの購入は家族がしている。
- ・自分では購入していない。・野菜は自作、米は生産者から。・ほとんど買わない。

問5. 将来（5年後くらい）近隣の店で農産品（米、野菜、果物、肉類）が購入できなくなる場合の対策として検討していることはありますか。

近い将来の地域での農産品購入に対する懸念については、「特になし」（35.2%）が最も多いものの、次いで「通販での購入」（23.5%）、「共同購入（生協等）」（22.0%）、「移動手段の確保」（16.6%）の3項目を合わせると約6割を超えており、対策を考えている市民が多いことがうかがえます。

＜「その他」の記入回答＞

- ・購入ができなくなることを考えていない。
- ・老人ホームでの入居、食事
- ・農家さんから直接買う。



問6. 農産物（米、野菜、果物、肉類）を購入するときに重視していることは何ですか。 (3つまで回答可)

農産物の購入時に重視していることについては、「価格」（27.0%）が最も多く、直近の米不足をはじめとする食料品の価格高騰の影響がみられます。次いで「安全・安心」（26.4%）、「鮮度」（25.3%）となっており、これら3つが市民の購入時における大きな視点となっています。

順位	選択肢	回答数	割合
1	価格	260	27.0%
2	安全・安心	254	26.4%
3	鮮度	244	25.3%
4	無農薬・減農薬	37	3.8%
5	地元産	37	3.8%
6	食味	35	3.6%
7	栄養	34	3.5%
8	ブランド（農産物の生産者、生産地等）	20	2.1%
9	農産物の見た目	19	2.0%
10	調理が簡単	18	1.9%
11	その他	3	0.3%
12	無回答	2	0.2%
13	包装	0	0.0%
計		963	100.0%
「その他」記入欄 の回答内容	・国内産で添加物の種類が重要 ・匂いどうか		

問7. 農産物（米、野菜、果物、肉類）を市内の直売コーナーや近隣の直売所で購入する場合、その理由は何ですか。（3つまで回答可）

農産物を直売所で購入する理由については、「新鮮・品質の良さ」（31.3%）が最も多く、次いで「価格」（25.0%）、「安全・安心」（20.5%）となっており、直売所での市民の大きな購入理由となっています。

順位	選択肢	回答数	割合
1	新鮮・品質の良さ	265	31.3%
2	価格	212	25.0%
3	安全・安心	174	20.5%
4	地域農業・農村の活性化	104	12.3%
5	品揃え	39	4.6%
6	利用していない	37	4.4%
7	生産者との交流	8	0.9%
8	その他	7	0.8%
9	無回答	2	0.2%
計		848	100.0%
「その他」記入欄の回答内容	・珍しい品種のものがあるため ・農薬の少なさ ・家から近い所 ・コストコ程度 ・生産者の顔が見える ・大きさにばらつきはあるが新鮮で安い		

問8. 小都市の農業の今後のあり方についてどれが重要だと思いますか。（3つまで回答可）

小都市の農業の今後のあり方で重要と思うことについては、「担い手や農業後継者の育成、経営者視点の農業者の育成」（24.1%）が圧倒的に多く、担い手や後継者不足を懸念している市民が多いことがうかがえます。次いで多いのが「地産地消と食料自給率の向上」（10.5%）、「農家が大規模経営できる基盤整備・農地集積と支援」（10.1%）、「現在の営農（農作物の種類や栽培面積、労働力）の維持」（9.6%）で、3つが並ぶ形となっています。

順位	選択肢	回答数	割合
1	担い手や農業後継者の育成、経営者視点の農業者の育成	220	24.1%
2	地産地消と食料自給率の向上	96	10.5%
3	農家が大規模経営できる基盤整備・農地集積と支援	92	10.1%
4	現在の営農（農作物の種類や栽培面積、労働力）の維持	88	9.6%
5	地域の農産物のブランド化、6次産業化	66	7.2%
6	地域に合った作物づくり	63	6.9%
7	災害に強い農業の推進	58	6.4%
8	企業参入や法人化	53	5.8%
9	スマート農業の推進	50	5.5%
10	無農薬・減農薬・有機栽培などの作物づくり	40	4.4%
11	耕作放棄地対策による景観維持、農地の維持	37	4.1%
12	農村景観の保全や自然環境と共生した農業の推進	17	1.9%
13	有害鳥獣対策による農作物の保護	12	1.3%
14	都市と農村の交流	9	1.0%
15	農福連携	5	0.5%
16	無回答	4	0.4%
17	その他	3	0.3%
計		913	100.0%
「その他」記入欄の回答内容	・米を作っても利益が出る仕組みづくり ・作業後の泥・土を車道や歩道にを落とさないなどの意識改革 ・景観を生かして、農産物が購入できる場所をつくること。		

問9. 小都市の農業の維持や担い手・後継者確保の方法について、どれが重要だと思いますか。(3つまで回答可)

小都市の農業の担い手や後継者確保の方法で重要なことについては、「若い人が就農したくなる環境をつくる」(28.7%)、「収益向上につながる農業を進める」(25.6%)の2つが特に多く、若手就農者の確保と農業収益向上に向けた施策強化の必要性がみられます。

順位	選択肢	回答数	割合
1	若い人が就農したくなる環境をつくる	252	28.7%
2	収益向上につながる農業を進める	225	25.6%
3	農作業の受託組織や農業生産法人等の大規模農業により雇用を進める	120	13.7%
4	女性や高齢者等多様な人材が農業をできる環境をつくる	86	9.8%
5	企業参入を図る	68	7.7%
6	農業者の居住環境向上等の生活環境整備を推進する	62	7.1%
7	都市等からの農家への農業支援(援農)を行う	40	4.6%
8	農家が自ら後継者を育成する	18	2.1%
9	無回答	7	0.8%
10	その他	0	0.0%
計		878	100.0%
「その他」記入欄の回答内容	・道の駅等の農家直納の販売所の設置 ・負担を分散できるようなシステムづくり ・パート、アルバイト ・安定した収入基盤の整備 ・年収いくらを決めて収入保証をする ・市、JAの関係を強化		

問10. 今後、小都市の地元産農産物を広めるためには、どれが重要だと思いますか。(2つまで回答可)

小都市の地元産農産物を広めるために重要なものについては、「市内・市外スーパー等の量販店に小郡産コーナーを積極的に設置」(22.2%)が最も多く、次いで「加工品や特産品づくり」(17.4%)、「イメージや知名度アップにつながる取り組み」(17.1%)が多いです。

順位	選択肢	回答数	割合
1	市内・市外スーパー等の量販店に小郡産コーナーを積極的に設置	143	22.2%
2	加工品や特産品づくり	112	17.4%
3	イメージや知名度アップにつながる取り組み	110	17.1%
4	マスメディアによる積極的なPR	87	13.5%
5	供給体制の整備(選果場や加工施設等)	84	13.1%
6	輸出や宅配・インターネット販売を推進	62	9.6%
7	福岡市など都市圏での定期的な販売会の実施	31	4.8%
8	その他	11	1.7%
9	無回答	3	0.5%
計		643	100.0%
「その他」記入欄の回答内容	・減農薬や有機栽培 ・ふるさと納税の活用 ・品質の向上 ・SNS活用 ・道の駅 ・出荷(運搬)作業の外部依頼で農家の負担を減らす & 新鮮な野菜を早く届ける。 ・地元野菜で作った食事をする店を作ってほしい。 ・例えばですが、県道88号と132号が交わるあたり(力武?の交差点)から花立山が見えますが、田園風景と花立山とが開放的に見えて、あの道沿いに、「道の駅」とまで言いませんが、農産物が買える場所があり、景色を見ながら飲食できたりするような通りができていったらしいと思います。		

問11. 小都市の農業を維持するにあたって消費者と生産者との関わりで、ご自身ができると思うことはありますか。次の中から選んで下さい。(いくつでも回答可)

小都市の農業維持のための消費者と生産者の関わりで、自身ができると思うことについては、「地元農産物の購入」(47.1%)と圧倒的に多く、次いで「直売会等イベント等への参加」(26.2%)となりました。

順位	選択肢	回答数	割合
1	地元農産物の購入	288	47.1%
2	直売会等イベントへの参加	160	26.2%
3	SNS等での農産物の情報発信	56	9.2%
4	農家の支援(手伝い等)	54	8.8%
5	農業体験	49	8.0%
6	その他	3	0.5%
7	無回答	1	0.2%
計		611	100.0%
「その他」記入欄の回答内容		—	

問12. 小都市の農業・農村を振興するために、消費者と生産者の交流事業はどれが重要だと思いますか。(3つまで回答可)

小都市の農業・農村の振興のための、消費者と生産者の交流事業で重要と思われるものについては、「情報発信(広報、チラシ、SNS)」(24.9%)がと最も多く、次いで「市内の販売イベント」(22.9%)、「農家レストラン、古民家カフェ」(18.8%)となっており、広報・チラシ・SNS等を使った情報発信や、販売イベント等の開催、農家レストラン等の交流の場等の必要性がみられます。

順位	選択肢	回答数	割合
1	情報発信(広報、チラシ、SNS)	217	24.9%
2	市内の販売イベント	200	22.9%
3	農家レストラン、古民家カフェ	164	18.8%
4	市外の販売イベント	84	9.6%
5	農作業体験	83	9.5%
6	観光農園	66	7.6%
7	市民農園	38	4.4%
8	農家民泊	14	1.6%
9	その他	6	0.7%
10	無回答	1	0.1%
計		873	100.0%
「その他」記入欄の回答内容		・交流が生産者の負担になるようなら、交流事業が重要とは思わない。 ・若いお母さん達が働いた後の帰宅時に、保育園等でおかげが”身近”に”安心”して手配できるシステム。 ・道の駅の設置 ・海外進出 ・ラッシュファームがインスタに挙げているやり方を良い例として市が主体として取組む。	

問13. あなたが、小都市の農業・農村に関する情報源としている媒体はどれですか。(3つまで回答可)

小都市民が市の農業・農村に関する情報源として挙げている媒体は、「市広報」(32.3%)で圧倒的に多く、市の広報活動の成果がみられます。次いで「特に情報を得ていない」(14.2%)となっており、情報を得ていない市民も比較的多くいます。

順位	選択肢	回答数	割合
1	市広報	207	32.3%
2	特に情報を得ていない	91	14.2%
3	SNS等	69	10.8%
4	JA広報誌	67	10.5%
5	テレビ、ラジオ	62	9.7%
6	チラシ、ポスター	55	8.6%
7	新聞	43	6.7%
8	市ホームページ	39	6.1%
9	その他	8	1.2%
10	無回答	0	0.0%
計		641	100.0%
「その他」記入欄の回答内容	・近隣農家との交流や他産地の視察など ・友人 ・農家の人がから直接聞く ・近隣の農家から ・口こみ ・業務上 ・私は何でも(ここにあるものは全て)見ますが、小郡の住民として、農業や農村に関する情報がされているという印象がありません。		

問14. 農業・農村については、食料生産以外に次のような多面的機能があります。あなたが期待するものはどれですか。(3つまで回答可)

農業・農村における食料生産以外の多面的機能について期待するものについては、「自然環境保全(生物の生息、気候緩和、大気浄化等)」(25.1%)が最も多く、次いで「国土の保全と洪水防止、土砂浸食防止、地下水つくり等」(20.4%)、「地域社会の維持・活性化(農産物加工販売による産業振興等)」(20.0%)がほぼ並んでおり、自然環境及び国土や農地の保全への期待がうかがえます。

順位	選択肢	回答数	割合
1	自然環境保全(生物の生息、気候緩和、大気浄化等)	213	25.1%
2	国土の保全と洪水防止、土砂浸食防止、地下水つくり等	173	20.4%
3	地域社会の維持・活性化(農産物加工販売による産業振興等)	170	20.0%
4	保健休養(すんだ空気、きれいな水、美しい緑等のうるおいと安らぎの空間)	122	14.4%
5	良好な景観形成(四季の農村風景等)	98	11.5%
6	文化の伝承(農業にまつわる歴史風土、祭り、伝統芸能等)	70	8.2%
7	その他	3	0.4%
8	無回答	1	0.1%
計		850	100.0%
「その他」記入欄の回答内容	・国の食糧確保など ・宝満川にカモが飛来してくるので、あの景観を生かしてほしい。		

問 15. 地域の快適な生活環境づくりには、どれが重要だと思いますか。(3つまで回答可)

地域の快適な生活環境づくりで重要なと思われるものについては、「地域の快適な環境(公園・広場、緑地の緑、水辺の環境)づくり」(13.3%)が最も多く、次いで「生活環境(家庭雑排水・し尿処理、ごみの収集・処理、上水道)の向上」(12.7%)、「安全対策(消防等の火災防止、街灯、巡回等の犯罪防止、交通安全対策)」(11.6%)となっています。公園等の快適な環境整備や、上下水道等の生活環境の整備、交通や犯罪等に対する安全対策が求められており、これらは定住環境の必須条件と考えられます。

順位	選択肢	回答数	割合
1	地域の快適な環境(公園・広場、緑地の緑、水辺の環境)づくり	125	13.3%
2	生活環境(家庭雑排水・し尿処理、ごみの収集・処理、上水道)の向上	119	12.7%
3	安全対策(消防等の火災防止、街灯、巡回等の犯罪防止、交通安全対策)	109	11.6%
4	通勤・通学、買い物等のバス等公共交通機関の便利さや道路の改良	97	10.4%
5	地域での買い物の便利さ	94	10.0%
6	災害防止(洪水や崖崩れ等の対策)	84	9.0%
7	保健・医療施設、老人福祉、ケア施設の便利さ	63	6.7%
8	農村景観(水田、畑、森林、川、池)の維持	60	6.4%
9	学校・児童福祉施設の充実	50	5.3%
10	空き家住宅対策、古民家の活用、公営住宅の充実	38	4.1%
11	公共施設(集会施設、文化施設、スポーツ施設等)の充実や便利さ	34	3.6%
12	地域コミュニティ(近所づきあい、祭り等)の維持	29	3.1%
13	悪臭、騒音対策	25	2.7%
14	無回答	6	0.6%
15	その他	4	0.4%
		計	937 100.0%
「その他」記入欄 の回答内容	・安心な水 ・保育所の確保、待機児童を減らす ・技能実習生などによる空き家活用、防犯対策		

問16. あなたは、農村の基盤整備としては、どれが重要だと思いますか。(農家の方のみへの質問、3つまで回答可)

農家を対象とした質問で、農村の基盤整備で重要なと思われるものについては、「ほ場整備事業により区画、用排水、道路の整備を行い効率化する」(20.8%) が最も多く、次いで「農村地域の排水路等を改修・整備し、農地・宅地等の災害や湛水等の被害を防止する」(19.4%)、「用水路や堰等を改修・整備し、安定した用水を確保する」(16.7%) となっており、水路の改修・整備や災害対策の必要性がみられます。

順位	選択肢	回答数	割合
1	ほ場整備事業により区画、用排水、道路の整備を行い効率化する	15	20.8%
2	農村地域の排水路等を改修・整備し、農地・宅地等の災害や湛水等の被害を防止する	14	19.4%
3	用水路や堰等を改修・整備し、安定した用水を確保する	12	16.7%
4	農村生活環境整備により居住環境を改善する	9	12.5%
5	客土、暗渠排水等を整備して良好な生産条件を創出する	8	11.1%
6	農道の改修を行い、農地への行き来の利便性、安全性を図る	5	6.9%
7	老朽化したため池等を改修して、農地・集落等への災害防止を図る	5	6.9%
8	有機堆肥などによる土壌改良を行う	2	2.8%
9	その他	2	2.8%
計		72	100.0%
「その他」記入欄 の回答内容	・農地の積極的な活用、農業委員会の簡素化 ・小都市東部、甘鉄沿線の早急な開発 立石地区		

第2次小郡市食料・農業・農村基本計画

令和8年3月発行
編集・発行/小郡市環境経済部農業振興課
〒838-0198
福岡県小郡市小郡255番地1
(TEL) 0942-73-9100 (直通)
(FAX) 0942-73-9745

